

議事日程 令和2年3月10日 午前9時開会

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 付託議案の審査について

議案第 2号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算(第5号)について(所管部分)

議案第 6号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計補正予算(第1号)について

議案第 7号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について

議案第 8号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

議案第 9号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算(第2号)について

議案第10号 木曾岬町附属機関設置条例の制定について

議案第11号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第12号 木曾岬町夢とふれあい教育基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 木曾岬町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 木曾岬町税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 木曾岬町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算について(所管部分)

議案第21号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計予算について

議案第22号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計予算について

議案第23号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計予算について

議案第24号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席委員(6名)

委員長 服部 英二夫 君
鎌田 鷹介 君
三輪 一雅 君

副委員長 伊藤 厚紀 君
加藤 眞人 君
伊藤 律雄 君

欠席委員（0名）

議場出席説明者

町長	加藤 隆君	副町長	森 清秀君
会計管理者	服部 孝龍君	総務政策課長	伊藤 啓二君
住民課長	山田 克己君	建設課長	内山 幸治君
産業課長	平松 孝浩君	税務課長	藤井 光利君
危機管理課長	小島 裕紹君	総務政策課長補佐	中山 重徳君
住民課長補佐	多賀 晶子君	建設課長補佐	伊藤 雅人君
産業課長補佐	多賀 達人君		

事務局出席職員

書記 事務局長 白木 悟 議会事務局 渡辺 千智

=====

午前 9時 0分開会

○委員長（服部英二夫君） 皆さん、おはようございます。

本日は、総務建設常任委員会を招集させていただきましたところ、委員の皆様には、何かと御多用の中、御出席賜りありがとうございます。また、加藤町長を初め執行部の皆様も御出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の総務建設常任委員会は、令和2年第1回定例会に付託されました16議案を審議する重要な委員会ですので、よろしくお願いたします。議案審議には慎重審議を頂きますとともに、委員会運営に当たりまして、皆様の御協力のほどをよろしくお願いたします。

本日の委員会の出席委員数は6名です。よって、委員会条例第14条の規定により、定足数に達しておりますので、総務建設常任委員会を開会いたします。

次に、本日の書記の指名を行います。

委員会条例第27条の規定により書記には白木議会事務局長を指名いたしますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、書記には白木議会事務局長を指名します。

それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は既にお手元に配付させていただきましたとおりでございます。

日程第1 会議録署名委員の指名について

○委員長（服部英二夫君） 日程第1、会議録署名委員の指名について行います。

本日の会議録署名委員は、三輪一雅委員、伊藤律夫委員の御両名を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、三輪一雅委員、伊藤律夫委員、御両名の方、よろしく願いいたします。

議案審議に入る前に、新型コロナウイルス感染症対策については議案説明会で説明を受けていますが、委員会として、町長に新型コロナウイルス感染症対策についての一連の取組についての説明を求めます。

○町長（加藤 隆君） 改めて、皆さん、おはようございます。

令和2年の第1回の本曾岬町議会定例会を去る3月2日に招集、そして、開会を頂き、6日に教育民生常任委員会、そして、本日は総務建設常任委員会を開催いただきましたところ、委員の皆さん方、そして、議長さんには早朝から御出席いただきまして、本当にありがとうございます。

ただいま服部委員長さんから、大変な大きな問題になっております新型コロナウイルスの感染症問題について説明を求められましたので、私のほうからおおむねの状況を報告させていただき、本日の常任委員会所管の各担当課長のほうからそれぞれ、最近の状況、そして、また、町の対応策について説明させていただきたいと思っております。

御案内のように、昨年12月に中国の武漢で端を発しました新型コロナウイルス感染症の問題、今や大変な事態に拡大してきております。最近の新聞報道、日本はもちろんですけれど、海外でも大変な勢いで拡大しており、アメリカやイタリアでは緊急事態宣言が発せられる、そして、また、我が国では先月の27日でしたか、安倍総理が学校関係の休業、休校を要請するという事態になりました。そして、国会の審議を見ておりますと、安倍総理は歴史的な緊急事態の宣言を発したいというような意向まで示されております。

殊、さようにコロナウイルス感染症の問題が大変な状況になってきておまして、特に経済のほうまで大きな影響を及ぼしております。原油安、そして、円高ドル安、そして、また、株式市場のほうも大変な大混乱をしておるようでございまして、コロナショックと新聞には出ておりましたけれども、大変な状況になってきております中、当町では近隣の状況もそうですが、三重県からの情報をまた連携を取らせていただきながら的確な対応をさせていただいておるところでございますし、定例会の初日の議案説明会の前に少し、あの時点までの状況を報告させていただきましたけれども、日々大きく変化してきておりますし、非常に逼迫した状況にもなってきておりますだけに、議会の皆様方にも、当町の状況について説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げたいと思っております。

それでは、それぞれの担当課のほうから説明をさせていただきますので、お聞き取りい

ただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○総務政策課長（伊藤啓二君） それでは、総務政策課から、コロナウイルスの関連情報に対する取組方について説明させていただきます。

先ほど町長からも説明がございましたが、新型コロナウイルスの感染症対策につきましては、私どものほうでは、2月3日の時点から町のホームページに関連情報を掲載しながら、県との情報連携をしながら、皆様方に周知のほうを努めてまいりました。

その中で、2月27日に政府の新たな要請を受けまして、3月2日に幹部会議は開催し、それぞれの対策について確認し合い、そして、情報を流すことに確認しました。そして、3月3日につきまして、皆様方に議案説明会の場で対策を説明したところがございますが、議会の皆様方からも情報の一元化について徹底するようという指示を頂きましたし、また3月2日の幹部会議におきましても、町長のほうからこうした情報の一元化をということも確認しておりましたので、これらも踏まえまして、新型ウイルスに関する情報ということで、3月4日に町のホームページの緊急情報に、新型ウイルスに関する情報ということで掲載し、それぞれの担当課における対策をここから一覧で掲載しながら住民の方に見ていただけるように周知させていただいたところでございます。

また、総務政策課といたしましては、これ以外の中で、2月の初期の段階から県のほうの情報共有した段階で、公共施設等の対策と一般事項といたしまして、公共施設の出入口には消毒液の設置並びに手洗いなどを促すチラシ等の配布を行いましたし、また、不特定多数の方と濃厚接触する機会の多い窓口業務に従事する職員に対しては、マスクの着用を励行したところでございます。

また、インフルエンザ等も流行する季節でもあることから、職員自らも手洗いやうがい、アルコール消毒に心がけるなど、自分自身の体調管理の徹底をメール情報等を用いながら全職員に発信したところでございます。

また、各種会議の開催におきましては、感染防止対策のために、それぞれの会議の開催に当たっては委員の方々の濃厚接触をなるべく防ぐような対策を会議室や配席に考慮するというように努めるということも促したところでございます。

以上でございます。

○危機管理課長（小島裕紹君） 続きまして、危機管理課でございます。

自主運行バスの運行に対しての対策ということでございますが、現在は、運転手に対しましてマスクの着用を励行、また、一日の運行が終了した際に、車庫に帰ってきた際、車内をアルコール消毒により拭くという作業しております。また、運行の合間に、時間のある限りではございますけれども、車内換気の徹底をするよう指示をしているところでございます。

今のところダイヤに乱れ等は出ておらず、特段の問題も起こっていないような状況でございます。

以上です。

○産業課長（平松孝浩君） 続きまして、産業課の対応でございます。

伸びゆく木曾岬町のふれあい広場2020と木曾岬町桜まつりの両イベントの開催につきまして、実行委員会及び役員会をそれぞれに開催し、安全と健康を考慮した上で中止と決定させていただいております。

この決定につきましては、区長回覧であったり、出展・出演者、来賓、個々人に通知をさせていただいたり、あるいはホームページに掲載、そして、メール配信等で周知を行っているところでございます。

以上でございます。

○税務課長（藤井光利君） 税務課におきましては、ホームページ上で周知させていただいておりますが、ただいま確定申告及び町・県民税の申告に関する感染症対策ということで、ただいま3月16日までをめどに行っておりますが、会場になるべく来なくてもいい工夫をということで、スマホやパソコンによってe-Taxで申告することをお勧めしておりますし、あと、郵送等で会場に来なくても申告ができるようにということで、注意喚起しているところであります。

それと、会場に来られる方につきましては、マスクを着用の上、お願いしたいということと、あと、申告会場の前にはアルコール消毒液を設置しておりますので、御利用を促しているところであります。

それと、もう一点、発熱のある方については、その期間、御来場を御遠慮願いたいということの注意喚起をしているところであります。

以上です。

○町長（加藤 隆君） それぞれ担当課の説明は以上でございます。

○委員長（服部英二夫君） ありがとうございます。

ただいま各担当課長からの説明で、御質疑のある方は挙手の上、委員長の許可に基づき、御発言ください。

○委員（伊藤律雄君） これは教育民生のほうですけど、朝、私、図書館のほうへ前を通らせていただいたら、図書館は一応休館になってはいますが、入り口の一部を使うようなことをお聞きしたんですわ。そういう徹底的なあれはどうなっているか、1つだけお聞かせください。

○副町長（森 清秀君） 図書館の入り口を、入らせるんですか。

○委員（伊藤律雄君） 入り口を、展示してあるところだけを一部開放してということをお聞きしたんですけど、せっかく図書館は閉鎖になっているのに、中に入って一部だけというあれをどういう企画で創出されたかということです。

○副町長（森 清秀君） ピロティエというか、木曾岬ステーションというロビーのところの東側面に壁かけがあって、あそこに教育委員会が文化講座なんかで作品発表の展示が

あると思うんですけど、今の様相だけお聞きすると、それと類似したものを図書館の入り口と図書館を出たところの壁などを使って、行政情報なんかの掲示をするというような行為を続けておりましたので、お聞きすると、その一環として実施があるのかなというふうに思うんですが、まだ細かいことまで教育委員会と調整ができていませんので、また詳細が詳しく分かればお知らせさせていただこうと思います。

○委員（伊藤律雄君） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（服部英二夫君） ほかに御質疑ございませんか。

○委員（三輪一雅君） 自主運行バスのことなんですけど、それほど大きい事業者さんじゃないと思うので、要はドライバーさんが感染して一斉にノーとかというのがあったときに、そうすると、それに対してうちのバスが止まってしまうというようなリスクも考えられるかなと心配しておって、その辺のリスク管理というのをどういうふうに考えてみえるのか、お聞きしたいなと思って。

○危機管理課長（小島裕紹君） 運転手に関しましては社内全体で、うちだけのバスを運行しているわけではございませんので、運転手がもしもそうなった場合にはローテーションで、うちの運行に支障がないように対策を取るといような確約はできておるんですけど、実際、運転手もどこまでの範囲でどれだけの広がりを見せるかという部分に関しては状況によるのかなというふうには思っています。

以上です。

○副町長（森 清秀君） よかったら、これは所管は教育民生のお話なんですけれども、気に留めていただいていた小学校の子どもの預かりと学童保育の人数だけお知らせをさせていただくと、学童は3月2日から始めまして十五、六人程度で推移しておって、今週明けの3月9日が平生40人のうちの17名の方がお越しいただいております。時間は議案説明のときに申し上げたんですけど、通常は放課後から6時までということなんですけど、現在は8時から6時までの開園で、先ほど申し上げた総数40人に対して17人の方がお見えになっていると。

それと、もう一つが、小学校の3年生までの児童の預かりなんですけど、これは3月6日から3月24日ということで開催する予定で実施したわけなんですけど、初日の3月6日の日は3名の方が見えただんですけど、週明けの3月9日はゼロ人、どなたもお越しになっていないというようなことで、この3人の方は、結論的には学童保育のほうへお越しいただきましたので、今は在宅の子どもたちの対応については学童で対応ができておるといような状況かというふうに思っております。

以上です。

○委員（三輪一雅君） 今、学童の話が出たもので所管外ですけど、少しそこで聞きたいんですけど、要は学童の子たちのマスク着用って、よそのやつを見ておると結構皆さんしておるシーンを見るんですけど、うちって今はどういうふうにされておるのかなと。個人

で持ってきてくださいということであると、結構大変な時期やもんでなかなか手に入らないし、そうなったら町のほうからでもある程度支給するというのも1つ考えられるのかなと思ったりもしたんだけど、いかがですかね。

○副町長（森 清秀君） 学童を案内するときに、来てくださる方に対してそれなりの安全措置を取ってもらってというようなことですので、基本的に子どもたちのマスクはつけてきてもらうように案内させていただいておって、そのことに対する御意見というか、御要望とか、そんなことはないようには聞いております。

ただ、先般、三重県のほうから学童の指導員に対するマスクの供給もございまして、頂いた分については学童の事務局のほうへお渡しをさせていただいたというような状況でございます。

○委員長（服部英二夫君） ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 質疑もないようですので、本日の議案審議に入ります。

初めに、加藤町長より議案議事日程の説明を求めます。

○町長（加藤 隆君） それでは、今期定例会、3月2日に招集をさせていただき、開会いただきまして、今期定例会には私ども執行部のほうからは合わせて27件提出させていただき、開会日当日に合わせて4議案を承認、同意を頂きました。そして、残るといいますか、他の23議案につきましては、それぞれ教育民生常任委員会と本日の総務建設常任委員会、両委員会に委員会付託を頂きまして、本日、総務建設常任委員会に付託を頂きました議案につきましては、お手元の議事日程にございますように、議案第2号の令和元年度町一般会計補正予算（第5号）の所管部分についてから、第6号につきましては土地取得特別会計、第7号につきましては農業集落排水事業特別会計、第8号につきましては公共下水道事業特別会計、第9号につきましては水道事業会計のそれぞれの令和元年度の補正予算案件が5議案でございます。それから、第10号につきましては町の附属機関設置条例の制定についてから、第11号につきましては地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する、それに伴っての関係条例の整備に関する条例の制定について。それから、第12号につきましては町の夢とふれあい教育基金条例、それから、第13号につきましては印鑑の登録及び証明に関する条例、第15号につきましては町の税条例の一部改正、それから、第16号につきましては町道の構造の技術的基準を定める条例、それぞれの条例の一部改正の案件が合わせて6議案でございます。それから、第17号につきましては令和2年度の町一般会計予算の所管部分についてから、第21号につきましては土地取得特別会計、第22号につきましては農業集落排水事業特別会計、第23号につきましては公共下水道事業特別会計、第24号につきましては水道事業会計、それぞれの令和2年度の予算についての案件が5議案、本日、総務建設常任委員会には合わせて16議案を委員会付託していただき、本日、審議を願うところでございます。いずれの案件につきましても重

要な議案ばかりでございます。それぞれ担当課のほうから詳細に説明させていただきますので、十分な御審議を尽くしていただきますようお願い申し上げ、議事日程の説明と御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（服部英二夫君） ありがとうございます。

加藤町長の議事日程の説明が終わりました。

それでは、お手元の日程に従い、会議を進めさせていただきます。

日程第2 付託議案の審査について

○委員長（服部英二夫君） 日程第2、付託議案の審査についてを議題とします。

本委員会に付託されました議案は、議案第2号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（5号）についての所管部分、議案第6号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計補正予算（第1号）について、議案第7号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第8号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第9号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第10号、木曾岬町附属機関設置条例の制定について、議案第11号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第12号、木曾岬町夢とふれあい教育基金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号、木曾岬町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号、木曾岬町税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号、木曾岬町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算についての所管部分、議案第21号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計予算について、議案第22号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計予算について、議案第23号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計予算について、議案第24号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算についての16議案であります。

ここでお諮りいたします。

付託議案の審査方法につきましては、先に1件ごとに全議案を審議することとし、その後、討論、採決についても1件ごとに行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、付託議案の審議に入ります。

初めに、議案第2号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第5号）についての所管分を議題とします。

事務局に説明を求めます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） それでは、議案の第2号から説明させていただきます。
補正予算書の1ページを御覧いただきたいと思えます。

令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第5号）の説明を申し上げます。

第1条の第1項は、既決予算額に歳入歳出それぞれ1億4,200万円を追加いたしまして、予算の総額を35億1,400万円とするものでございます。

第2項では、補正の区分及び区分ごとの金額を、第1表の歳入歳出予算補正に定めることを規定するものでございます。

第2条は、地方自治法第213条第1項の規定によりまして、新たに繰越明許を第2表に定めるものでございます。

また、第3条は、地方債の変更を、第3表の地方債補正に定めるものでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。

第1表の歳入歳出予算補正でございます。

この補正予算の区分ごとの金額は、歳入では、1款の町税から3ページの21款の町債までの13款の項と付随する23の項におきまして補正を行い、4ページ、5ページをお願いいたします。

歳出では、1款の議会費から11款の予備費までの10款と26の項におきまして所要の補正をお願いするものでございまして、その総額は、既決予算額に1億4,200万円を追加し、補正後の予算総額を35億1,400万円とするものでございます。

6ページを御覧ください。

第2表の繰越明許費でございます。

事業費を次年度に繰越して実施しようとする予算でございまして、5款の農林水産業費の県営湛水防除事業の1,086万3,000円から9款教育費の木曾岬中学校の校内通信ネットワーク整備事業の1,249万円まで、記載の3事業を次年度に繰り越すものでございます。

次に、7ページの第3表の地方債補正でございます。

まず、公共事業債では、県営湛水防除事業の市町負担金の確定によります限度額の補正及び防災・減災国土強靱化緊急対策事業債は、小学校のトイレ改修事業の国費対象分が同事業の対象となったことから、発行を予定する事業債を追加するため、限度額の補正を行うものでございます。また、教育・福祉施設等整備事業債は、国土強靱化緊急対策事業債への借換えによりまして、限度額の補正を行うものでございます。

続きまして、補正予算に関する事項別明細書によりまして、それぞれの説明をさせていただきますので、9ページ、10ページから、各担当課長から説明させていただきます。

○税務課長（藤井光利君） それでは、9ページを御覧ください。

1款1項1目個人につきましては、1,340万円を減額し、3億430万円とするも

のであります。この主な要因は、現年課税分について、所得割にて所得割の伸びが当初の推計値より低下したことによるものであります。また、滞納繰越分については、昨年度の徴収率が集計値より増えたことにより、繰越した額が減ったことによる精査であります。

続きまして、2目法人については、1億8,220万円を増額し、5億9,017万円とするものであります。この主な要因は、現年課税分の均等割において、事業所の閉鎖に伴う均等割額の収入の減を見込むものと、それから、法人税割において、電気事業所の中間申告に伴う予定納税に係るものが1件と、それから、事業拡大に伴う法人税割の増額が2件による増額を見込むものであります。

続きまして、2項1目固定資産税については、710万円を減額し、4億9,860万円とするものです。この主な要因は、現年度課税分では、償却資産のうち資産の見込伸び率の低下を反映し、決算額を見込むものであります。また、滞納繰越分については、昨年度の徴収率が推計値より増えたことにより、繰り越した額が減ったことによる精査であります。

続きまして、4項1目市町村たばこ税については、220万円を減額し、2,680万円とするものです。この主な要因は、たばこの売上げが当初の推計値より減少する見込みとなったことによる精査であります。

続きまして、6項1目入湯税については、15万円を減額し、40万円とするものです。この主な要因は、特徴事業所1社が廃業したことによる精査であります。

続きまして、6款1項1目地方消費税交付金については、300万円を増額し、1億1,700万円とするものです。この主な要因は、交付金決算見込みの額による精査であります。

11ページを御覧ください。

7款1項1目自動車取得税交付金については、170万円を増額し、800万円とするものです。この主な要因は、交付金、決算見込額の増による精査であります。

続きまして、9款1項1目地方特例交付金については、205万1,000円を増額し、485万1,000円とするものです。この主な要因は、交付金決算見込額の増による精査であります。

以上です。

○建設課長（内山幸治君） それでは、11款1項1目交通安全特別交付金、7万円減額し、75万円とするものでございます。交通反則金を原資に、地方公共団体へ、年2回、例年9月と3月でございますが、交付されるものでございます。9月に37万5,000円交付されておりました、例年、これと同額未満しか交付されないということで、今回7万円減額し、記載の金額とするものでございます。

以上です。

○危機管理課長（小島裕紹君） ページ、おめぐりいただきまして、13ページ、14ペ

ージです。

13款1項6目総務使用料でございます。80万円を減額しているものでございます。自主運行バス使用料の本年1月末時点での実績により減額するものでございます。

以上でございます。

○建設課長（内山幸治君） じゃ、17ページのほうをお願いいたします。

14款2項5目土木費国庫補助金でございます。38万3,000円減額し、4,069万7,000円とするものでございます。道路事業や木造住宅の耐震診断・補強等に係る補助金でございまして、今回住宅の関連の関係で減額としております。耐震診断については3件から8件と、プラス5件なったものの、耐震補強等の申込みがなかったという皆減したものでございます。

以上です。

○住民課長（山田克己君） 次に、7目の総務費国庫負担金では、117万7,000円を増額し、3,908万7,000円とするものでございます。個人番号カード交付補助金において、国の交付促進方針に基づき増額するものでございます。

以上でございます。

○産業課長（平松孝浩君） ページ、おめくりいただき、19、20ページをお願いいたします。

3目の農林水産業費県補助金、551万7,000円を減額するものでございます。農業総務費補助金は農業委員会運営に係る補助金で、事務費に係る補助金の精査と、また、12月補正予算において承認を頂きました農地情報公開システム、通称全国農地ナビのシステム改修に係る補助金の全額を減額するものでございます。詳細につきましては、歳出で御説明をさせていただきます。また、農業振興費補助金、地籍調査事業費補助金では、本年度補助額が確定したことによります減額でございます。

以上でございます。

○建設課長（内山幸治君） 4目土木費県補助金は、148万1,000円を減額するものでございます。詳細につきましては、先ほどの土木費国庫補助金同様、木造住宅耐震診断が5件増えたこと、3節から6節につきましては、お申込み者がなかったということで、皆減するものでございます。

以上です。

○危機管理課長（小島裕紹君） 5目消防費県補助金では、71万6,000円を増額するものでございます。2節消防費県補助金につきましては、本年度、福祉健康課で施行が予定されております木曾岬こども園の窓ガラス飛散防止フィルム貼り工事、こちらが地域減災力強化推進補助金の事業採択を受けたことに伴うものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 3節地震対策緊急促進事業費の補助金、3万2,000

円の減額でございます。本年度の津波対策促進事業補助金の確定により減額をさせていただくものでございます。

21、22ページをお願いいたします。

3項委託金、1目の総務費委託金でございます。89万3,000円の追加でございます。1節の総務費の委託金、本年度の特例処理事務交付金の確定によりまして、43万8,000円追加させていただくものでございます。

以上です。

○**税務課長（藤井光利君）** 2節徴税费委託金の49万4,000円の補正につきましては、県税徴収事務委託金決算見込みの増による精査であります。

以上です。

○**危機管理課長（小島裕紹君）** 3節統計調査費委託金では、2月1日を調査期日として実施されました農林業センサスに対する交付金額の確定に伴い、減額するものでございます。

以上です。

○**総務政策課長（伊藤啓二君）** 17款1項1目の一般寄附金、1節の一般寄附金は、ふるさと応援寄附金の納税実績に合わせまして、3,400万円を追加するものでございます。また、4目の教育費の寄附金、新たに指定寄附100万円を頂きましたので、補正させていただきました。

18款繰入金、2項2目の財政調整基金でございますが、4,400万円の減額でございます。本年度予算の不足財源を補うための当基金の取崩しに求めておりましたけれども、財源確保が図られましたことから、全額を減額するものでございます。また、12目のふるさと応援寄附金、基金繰入金の1,000万につきましては、使途目的の変更により全額の減額を行うものでございます。

以上でございます。

○**建設課長（内山幸治君）** 20款3項3目土木費受託事業収入、368万7,000円を減額するものでございます。1節につきましては、町道雁ヶ地・福崎線内に埋設する用水管の布設工事費で、水資源機構からの受託事業費でございます。工事精算による減額となっておりまして。

ページ、おめぐりいただきまして、2節河川事業受託収入でございます。木曾川堤防の除草等に係る費用で、これも国土交通省から受託しているものでございます。業務完了に伴う精算減でございます。

以上です。

○**危機管理課長（小島裕紹君）** 4項5目雑入では、233万7,000円を減額するものでございます。1節団体支出金では、退職消防団員数の確定に伴いまして減額するものでございます。

以上です。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 3節の雑入でございますが、この主なものにおきまして、上段の雑収入、コピー代等の実績によりまして減額補正を行うものでございます。

続きまして、21款の町債、1項4目の教育債、1,720万円の追加でございます。1節の教育・福祉施設等整備事業債、第3表の地方債補正で申し上げたとおり、小学校トイレ改修事業の国費対象分が国土強靱化債の対象となったことから、相当額1,030万円を減額するものでございます。

次に、2節の防災・減災国土強靱化緊急対策事業債では、小学校トイレ改修事業の国費対象分を新たに2,750万円追加させていただくものでございます。

5目の農林水産業事業債、1,850万円の減額でございます。予定しておりました県営湛水防除事業の負担金の確定によりまして、借入額を減額するものでございます。

歳入の補正は以上でございます。

続きまして、27、28ページの歳出の事項別明細から説明させていただきますが、まず、今回の補正予算、人件費につきましては、所属替えや見込額の確定によりまして、全科目におきまして精査させていただいておりますので、申し添えます。

それでは、それぞれの各担当課長から説明をさせていただきます。

○議会事務局長（白木 悟君） それでは、1款議会費、1項1目議会費におきまして、162万2,000円を減額するものでございます。年度末を控え、職員の人件費、人事異動に伴います人件費の精査、また、旅費、保守委託料、会議費、作成費などを執行実績に基づきまして補正するものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 2款総務費、1項総務管理費、1目の一般管理費でございますが、このたび904万4,000円を減額するものでございます。2節の給料から4節の共済費、職員の所属替えや見込みの額の確定により人件費を精査させていただくものでございます。

おめくりいただきまして、30ページでございますが、3節の最上段の一般退職手当組合納付金につきましては、今年度の退職者分を追加させていただくものでございます。

続いて、7節の賃金、40万円の減額でございますが、補助員の退職によりまして不用額を減額したものでございます。また、8節の報償費、納税実績によるふるさと応援寄附金の返礼品の不足額252万円を追加いたしまして、11節の需用費は消耗品を、また、12節の通信運搬費は、返礼品の送料などを精査させていただきました。また、13節の委託料、ふるさと納税ポータルサイトへの管理運営委託料の不足分といたしまして、448万8,000円を追加するものでございます。

以上でございます。

○議会事務局長（白木 悟君） 2目文書広報費におきましては、30万3,000円を

減額するものとしております。町の広報紙の印刷経費につきまして、当初22ページを予定しておりましたが、実績として平均20ページとなり、経費を精算し減額、委託料の配布委託料につきましても、執行実績に基づきまして補正するものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 5目の財産管理費、2億6,206万3,000円を追加するものでございます。各科目にわたりまして実績などから精査するものでございますが、13節の委託料の庁舎管理委託料でございますが、庁舎の清掃業務委託等の請負差額としまして、400万円の減額でございます。また、19節の負担金、末尾には商工会館改修費工事の完了による負担金の確定から、116万円を減額させていただきました。

おめくりいただきまして、32ページでございますが、25節の積立金、財政調整基金では、財政の安定化を図るために積立て及びふるさと応援寄附金では、寄附金の納税実績に合わせて記載の金額をそれぞれ基金に積立てを行うものでございます。

6目の企画費、83万1,000円を減額するものでございます。この科目におきましても、説明欄記載の事業費などの実績により精査を行ったものでございます。

10目の諸費でございます。32万円を減額するものでございます。行政調査員、いわゆる区長さんへの報酬額などの実績に応じまして、不用額を減額するものでございます。

以上でございます。

○危機管理課長（小島裕紹君） 12目高度情報処理対策費では、145万円を減額するものでございます。総合情報処理に使用します各種システム及び機器の保守点検業務委託料の精算見込みによるものでございます。

13目交通安全対策費では、3万3,000円を減額するものでございます。交通安全運動期間の際に配布いたします啓発物品の購入に係る費用の精算見込みによるものでございます。

14目自主運行バス運行事業費につきましては、歳入の減額補正に伴う財源内訳の変更を行うものでございます。

16目防犯対策費では、109万4,000円を減額するものでございます。消防団員の年末防犯夜警への出動報酬の確定や安全灯に係ります修繕料、ページ、おめくりいただきました工事請負費それぞれで精算見込みに伴う減額をするものでございます。

以上でございます。

○税務課長（藤井光利君） 2項1目税務総務費につきましては、90万円を減額するものであります。この主な要因は、職員の人件費に係る精査であります。

次に行きまして、2目賦課徴収費につきましては、28万9,000円を減額するものであります。これにつきましては、11節需用費にて印刷製本費の印刷に関わるもの、それから、12節役務費について納税通知等の郵送に係るもの、それから、13節委託料について、委託業務の請負差額による精査であります。

以上であります。

○住民課長（山田克己君） 次に、35ページ、36ページでございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費では、16万7,000円を増額し、3,066万1,000円とするものでございます。職員手当等の人件費の精査や、委託料では、住基ネットワークシステムや証明書等コンビニ交付サービスシステム委託料業務の契約額の確定に伴い精査するものでございます。また、負担金、補助及び交付金では、個人番号カードの交付促進により、J-LISへの事務委任交付金を増額するものでございます。

以上でございます。

○危機管理課長（小島裕紹君） 5項2目指定統計調査費では、4万3,000円を減額するものでございます。農林業センサス調査事務の交付金額が確定したことに伴うものでございます。

以上であります。

○議会事務局長（白木 悟君） 同じく、6項1目監査委員会費におきましては、33万5,000円を減額するものでございます。年度末を控え、監査員研修等に係る旅費を実績により減額し、派遣職員に伴う事務委託費におきましては、従事日数を11か月分とし、予算減額しております。

以上でございます。

○産業課長（平松孝浩君） 51、52ページまで飛ばさせていただきます。

5款の農林水産業費でございます。1目農業委員会費、222万5,000円を減額するものでございます。報酬では、農業委員、農地利用最適化推進委員の委員報酬の精査を行い、また、委託料では、歳入でもございましたが、農地情報公開システム、通称農地ナビのシステム改修を12月定例会において承認を頂いたところではございますが、年明けに国庫補助、これは10分の10でございますが、つかないとの連絡がございました。今回承認を頂いた予算全額を減額するものでございます。このことにつきまして県に確認を行いましたところ、県においても補正予算にて計上し対応していたところであり、農林水産省からはこのことに関する詳細説明は今のところないという、そういう返事を頂いているところでございます。

次に、2目の農業総務費、25万円を減額するもので、職員の共済組合負担金を精査するものでございます。

3目の農業振興費、330万9,000円を減額するもので、説明欄の最下段、農地中間管理事業補助金でございますが、農家組合長会議では2回、地区からの要請を受けて1回、それぞれ説明会を開催し推進してまいりましたが、当該事業を利用する方は本年度はございませんでしたので、全額を減額しております。その他は説明欄記載のとおりで、補助金の精査を行ったものでございます。

4目需給調整推進対策事業費、575万7,000円を減額するもので、需給調整推進

対策補助金は、町単独事業として実施している麦等の転作による助成金の精査、また、農地集積・集約化支援補助金は、主に農地中間管理事業を利用し農地を預けた方で、国の補助事業の対象外となる方を町単独事業で支援するものでございます。今年度は利用者がございませんでしたので、全額を減額するものでございます。

以上でございます。

○建設課長（内山幸治君） 7目農業集落排水事業費、683万1,000円を減額するものでございます。農業集落排水事業特別会計の補填財源でございます。詳細につきましては、特別会計のほうで御説明させていただきたいと思うんですが、収入では、前年度繰越金が確定し増額になったこと、支出では、汚泥処理に係る費用が減額になったことによるものでございます。

以上です。

○産業課長（平松孝浩君） 続きまして、2項農地費、1目農地総務費、365万円を減額するものでございます。職員の人件費を精査したものでございます。

2目の土地改良費、120万円を減額するもので、最下段の地籍調査事業委託料では、地籍調査事業並びに認証事務、それぞれの委託料を精査し、減額するものでございます。

ページ、おめくりを頂きまして、3目の湛水防除費、2,091万5,000円を減額するもので、今年度の事業では下部工事が完了し、引き続き、上屋工事が発注されております。これら事業の負担額の確定に伴い精査し、減額するものでございます。

4目の地域用水機能増進事業費では、144万円を減額するもので、県営の水環境整備事業において整備した中央幹線排水路沿いの遊歩道やポケットパーク、発生源対策設備の維持管理費で、精査により減額するものでございます。

次に、6款の商工費、1項2目の商工振興費でございます。505万1,000円を減額するもので、本年度は、10月から施行されたプレミアム付商品券事業のうち商品券の引換え等、商工会に委託する経費を計上しておりました。当初では商品券との引換者を900名と見込んでおりましたが、精算見込みでは380名として不用額を精査し、減額するものでございます。

次に、3目の観光費、35万円を減額するもので、工事請負費では、鍋田川堤桜並木の伐採・剪定工事の精査により減額するものでございます。

以上でございます。

○建設課長（内山幸治君） ページ、おめくりいただきまして、57ページ、58ページでございます。

7款土木費、1項1目土木総務費、39万1,000円を減額するものでございます。建設課職員1名分の給料の人件費や事務費全般を計上している科目でございます。減額の主な要因につきましては、人事異動に伴う職員手当等が減額したことによります。その他は説明欄記載のとおりでございます。

2項1目道路橋梁維持費、552万円を減額するものでございます。13節委託料では、橋梁長寿命化修繕計画策定業務による精算減でございます。測量設計業務委託におきましては、鍋田川線舗装修繕工事に伴う調査・設計委託業務が完成したことによるものでございます。15節工事請負費では、鍋田川堤の舗装修繕工事が完了したことにより精算減でございます。道路・側溝等清掃工事につきましては、鍋田川線路面清掃工事の工事完了に伴う精算減でございます。

2目道路橋梁新設改良費、310万6,000円減額するものでございます。主な要因につきましては、歳入のほうでも申し上げましたが、雁ヶ地・福崎線に埋設する用水管の布設工事、水資源から受託しているものでございますが、これの精算減によるものでございます。その他につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

次、ページ、めくっていただき、59、60ページでございます。

3項1目河川総務費、58万3,000円減額するものでございます。13節委託料におきまして、国土交通省から受託しております木曾川堤防の除草業務が完了したことによる精算によるものでございます。

2目交流事業費、18万7,000円減額するものでございます。木曾川の最上流の町、木祖村との交流事業費でございます。業務完了による精算減でございます。

説明は以上です。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 4項1目の都市計画総務費、50万円の減額でございます。13節の委託料につきましては、今年度施行いたしました用途地域の見直し業務が完了いたしましたので、請負差額分を減額するものでございます。

以上でございます。

○建設課長（内山幸治君） 2目都市下水路費、60万円減額するものでございます。13節委託料では、都市下水路の除草作業と維持管理に伴う精算減でございます。15節工事請負費では40万、都市下水路の修繕工事等に伴う精算減でございます。

3目公共下水道事業費、986万円増額するものでございます。公共下水道事業特別会計の補填財源でございます。詳細につきましては、また特別会計のほうで御説明させていただきますが、収入では、町債の対象事業の精査による1,660万減額になったことや、支出においては、委託料は維持修繕工事で精算減があったことによるものでございます。詳細については、特別会計で説明させていただきたいと思っております。

5目公園費、237万7,000円減額するものでございます。グルーピーパークの芝刈り等の維持管理業務の精算による減や、児童公園樹木剪定業務の精算による減でございます。

ページ、おめくりいただきまして、5項1目住宅管理費、332万4,000円減額するものでございます。13節委託料で5万6,000円の増となっております。ここには空き家実態調査による精算で18万円の減、木造耐震診断業務委託において5件増とい

うことで、23万6,000円で記載の金額のとおりとなっております。19節におきましては、全てお申込み者がなかったということで、皆減となっております。

説明は以上です。

○危機管理課長（小島裕紹君） 8款消防費、1項1日常備消防費では、71万5,000円を減額するものでございます。桑名市に委託をしております消防事務委託に関する経費で、消防本部及び長島木曾岬分署、それぞれで職員の人件費等の精算が行われたことによる減額でございます。

ページ、おめくりいただきまして、2目非常備消防費では、265万円を減額するものでございます。主なものといたしましては、消防団の活動に対する出動報酬、本年度の退職者数、令和2年度の新規入団員数、それぞれが確定したことによるもので、その他につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

3目消防施設費では、177万8,000円を減額するものでございます。委託料、工事請負費、備品購入費、負担金、それぞれの科目におきまして精算が完了したことに伴う減額でございます。

5目災害対策費では、871万円を減額するものでございます。危機管理課所管分といたしまして、13節委託料におきまして、作業委託料、業務委託料、広報無線施設保守委託料のそれぞれで精算が完了したことに伴う減額でございます。

以上でございます。

○建設課長（内山幸治君） 建設課所管分といたしまして、871万のうち677万円の減額分が建設課所管分でございます。全て田代・小学校線避難路整備工事に伴うものでございます。まず、業務委託料におきましては、補償調査費用の関係で減額となっております。測量設計におきましても同様に、来年度発注予定の工事費積算業務の精算によるものでございます。17節公有財産購入費におきましては、用地買収精算見込みによる精算減でございます。22節におきましては、小学校内の補償物件でございますが、次年度の工事と一体的に移設を行うということで、今回、補償費用584万円減額となったものでございます。

以上です。

○総務政策課長（伊藤啓二君） ページを、75、76ページまでお願いいたします。

11款1項1目の予備費でございます。3万円を減額いたしまして、909万6,000円とするものでございます。地方自治法の定める予備費で、この補正予算の歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

続いて、77、78ページ、給与、職員手当の補正を行っておりますことから、給与費明細書を添付させていただきました。後ほどお目通しを頂きたいと思っております。

最後、79ページでございます。

地方債に関する調書でございます。

このたびの補正予算におきまして、地方債借入額の変更を行っておりますことから、添付させていただきました。これらの資料はまた後ほどお目通しいただければと思います。

以上で一般会計補正予算の説明とさせていただきます。

○委員長（服部英二夫君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

進行上、手を挙げられて、挙手の下、御発言されますようよろしく願いいたします。

○委員（伊藤律雄君） 64ページの非常備消防費でございますけど、団員出動報酬の減額の内容的なことを御説明いただきたいのと、もう一点は、今年、消防団員退職金報償金が84万円の減額になっています。何人ぐらいが辞められるかということだけお願いいたします。よろしく申し上げます。

○危機管理課長（小島裕紹君） まず、出動報酬の精査でございますけれども、それぞれの訓練におきまして、団員が100%を出席していただければ減額することもないんですけれども、それぞれの事情によりまして欠席者が出たということで、1年分でこれだけの減額になってしまったということでございます。

また、退職報償金につきましては、5名分の退職者分ということでございます。

以上です。

○委員長（服部英二夫君） ほかに御質疑ございませんか。

○副委員長（伊藤厚紀君） 54ページの19節農地集積・集約化支援補助金なんですけれども、30年度も同じぐらい当初で予算が1,000万円ちょっと上げられていて、同じように補正で減額されているんですけれども、この辺というのは、予算立てとして適当なものなのかということと、このぐらい余らせるんだったら農家さんのためになるようなものに予算というのはできないものなんでしょうか。

○産業課長（平松孝浩君） 19節の農地集積・集約化支援補助金526万円、こちらは説明させていただいたように、町の単独事業として予算を要求していたものになります。

もう一つ、戻ってすみませんが、52ページには、3目の農業振興費の一番下に農地中間管理事業補助金262万5,000円、こちらは国の補助対象になる方の分をここで予算措置させていただいております、先ほど御指摘いただいた526万円につきましては、国の制度の補助対象にならない方について、単独事業で同等の補助を行うというための予算措置をされているというものでございます。

それで、この予算について、昨年度もほとんど減額されていたということですが、こちらの予算につきましては、国の政策の中で、国については平成30年度から米施策を大きく転換して、需給調整の継続、そして、農地の集積・集約化をさらに推進していくということで、集積率は8割に近づけるということの政策目標を持って今推進しているところでございます。

こうした中、現状では農地中間管理機構と、そして、農用地利用集積という2つの制度

を利用して農地の集積を推進しているところでございますが、木曾岬町においてはですけども、この2つの制度を窓口に来られた方に説明させていただくと、農用地利用集積を利用される方がほとんどであるというのが1点ございます。

ここにある補助金については、農地中間管理機構の補助対象外の方に対する補助がほとんどでございますので、利用集積を利用される方については補助対象にはならないということから、そういうこともあります。

さらに、これら制度のほかにも、専業農家の方であったり、あるいは作業委託によって農地を管理されている方や、あるいはトラクターなど農機具を所有されている方などは、できることは自分で作業されて、一部を委託されている方などがみえて、いろんな営農形態を持ってみえます。ですから、現状でいうと、農家の高齢化であったり、農機具の買換えといった、そういった農家の個々のタイミングでこれらの集積の補助事業も利用されるのではないかなというふうには思っております。

ですから、国の施策に8割というものをなるべく達成するためにこの補助金を用意させていただいてはいるものの、先ほど委員指摘のように、木曾岬町においては他の制度を利用して集積されたり、あるいは、現状、まだ自分で農地を管理したりされる方が結構みえて、なかなか集積のための予算を利用させていただくということには結びついていないというのが現状であります。

ですから、今後もそういった農家さんはおみえになりますので、いろんな機会を利用してこういう制度があることをしっかり周知して、御理解いただけるように推進していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副委員長（伊藤厚紀君） 58ページの土木費、道路橋梁費の道路新設改良費なんですけれど、道路改良事業、19節、この辺、余っているんだったら、3級路線のほうの線を引いたりとか、あと、調査したりとか、3級路線に目を向けてやるようなことはできなかったんでしょうか。

○建設課長（内山幸治君） まず、2目道路新設改良費で、工事請負費300万円減額というところの、これを橋梁維持のほうにという御指摘だと思うんですが、これは町道雁ヶ地・福崎線道路改良事業に伴う予算でございます。まず、町道雁ヶ地・福崎線起点というのは、そもそもが補助事業でございますので、目的外使用はできないというのがまず第1点ございます。

特に大きな300万の減額というのは、説明でも申し上げたと思うんですが、あくまでも水資源から委託している水道事業費、用水管の布設事業費、受託している事業費が減額したものでございますので、これに関しては、維持のほうには使えないというふうに理解してございます。

以上です。

○委員長（服部英二夫君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。

次に、議案第6号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○総務政策課長補佐（中山重徳君） 議案第6号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計補正予算（第1号）の説明を申し上げます。

第1条第1項は、既決予算額から歳入歳出それぞれ20万円を減額しまして、予算の総額を280万円とするものでございます。

第2項では、補正の区分及び区分ごとの金額を、第1表、歳入歳出予算補正に定めることを規定するものでございます。

129、130ページの第1表、歳入歳出予算補正を御覧ください。

歳入では2款繰越金から3款の繰入金の2款2項において、歳出では1款総務費、2項予備費の2款2項においてそれぞれ20万円を減額し、予算の総額を280万円とするものでございます。

歳入の総括表を割愛し、132、133ページの歳入の事項別明細を御覧ください。

2款1項1目繰越金、前年度決算より7万7,000円を追加するものであります。

3款1項1目の一般会計繰入金、この会計の財源となる一般会計繰入金を27万7,000円減額するものでございます。

歳入については以上でございます。

次に、歳出の事項別明細、136、137ページを御覧ください。

1款総務費、1項1目財産管理費です。このたび7万円を減額するものでございます。

13節委託料、管理委託料の確定により不用額を減額させていただくものです。

2款1項1目の予備費は、13万円を減額し、歳入歳出の調整を図ったものでございます。

以上が土地取得特別会計の補正予算の内容でございます。

○委員長（服部英二夫君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。

ここで休憩といたしたいと思います。１０時２５分まで休憩といたします。

午前１０時 ９分休憩

午前１０時２５分再開

○委員長（服部英二夫君） それでは、休憩を解き、委員会に戻します。

次に、議案第７号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計補正予算（１号）についての議題とします。

事務局に説明を求めます。

○建設課長補佐（伊藤雅人君） それでは、１３８ページ、議案第７号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）でございます。

令和元年度三重県桑名郡木曾岬町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第１条では、歳入歳出それぞれ３００万円を減額し、予算の総額を８，２００万円とし、補正の区分及び金額を、第１表、歳入歳出予算補正に定めることを規定するものでございます。

１３９ページ、１４０ページ、第１表、歳入歳出予算補正です。

歳入では４款とそれに付随する４項から、また、歳出では３款３項から、それぞれ３００万円を減額し、補正後の予算総額で８，２００万円とするものでございます。

それでは、１４２、１４３ページ、歳入の事項別明細書でございます。

１款分担金及び負担金、２項負担金、１目農業集落排水事業負担金では、１２６万４，０００円を増額し、１５８万円。本年度の新規加入実績に合わせて一般家庭４件分を追加し、合計で５件分を計上するものでございます。

３款繰入金、１項１目一般会計繰入金では、歳出における事業費を精査したことにより一般会計からの繰入金を６８３万１，０００円減額し、５，２１６万９，０００円とするものでございます。

４款１項１目繰越金では、前年度の繰越金の確定に合わせ２４５万７，０００円を増額し、３４５万７，０００円とするものでございます。

５款諸収入、２項１目雑入では、台風１０号により被害を受けた北東及び西部地区クリーンセンターの修繕に係る共済金１１万円でございます。

次に、１４６ページ、１４７ページ、歳出の事項別明細書でございます。

１款施設費、１項施設管理費、２目維持管理費では、３０７万５，０００円を減額し、４，９９２万２，０００円とするものでございます。補正の内容の主なものとして、１３節委託料において、運搬費の契約単価の確定により汚泥運搬委託料１７７万４，０００円の減、また、１９節負担金、補助及び交付金では、汚泥処理に係る桑名広域連合への負担

金確定により、88万9,000円を減額するものでございます。

2款公債費では、補正はございませんが、加入者負担金の増額補正に伴い財源の更正を行うものでございます。

3款1項1目予備費では、7万5,000円を増額し、110万2,000円とするもので、この金額をもって歳出の補正額を調整しております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（服部英二夫君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

○委員（三輪一雅君） 146、147ページの1款1項2目維持管理費の委託料なんですけど、汚泥運搬委託料が減額されていて、この要因というのが使用料自体の、歳入のほうでは見えてこないんですけど、減っているということではないのであれば、これは単価が引き下がったというふうに考えた方がいいのか、教えてください。

○建設課長（内山幸治君） 三輪委員のおっしゃっていただいたように、もともと当初、1立米当たり1万7,440円という見込みをしておったんですけど、今回の入札により1万4,905円といった、契約単価が下がったということが主な原因になります。

以上です。

○委員長（服部英二夫君） よろしいですか。

ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第8号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○建設課長補佐（伊藤雅人君） それでは、148ページでございます。

議案第8号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

令和元年度三重県桑名郡木曾岬町の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条では、歳入歳出それぞれ600万円を減額し、予算の総額を5億1,600万円とし、また、補正の区分及び金額を、第1表、歳入歳出予算補正に定めるものと規定するもの。

第2条では、翌年度へ繰り越す経費を、第2表、繰越明許費に、また、第3条では地方

債の変更を、第3表、地方債補正に定めるものでございます。

149ページ、150ページ、第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入では6款6項から、また、歳出では3款3項において、それぞれ600万円を減額し、補正後予算総額で5億1,600万円とするものでございます。

151ページ、第2表、繰越明許費でございます。

1款施設費、1項施設管理費において、東部地区クリーンセンター管理棟ほか耐震補強設計で、910万円を翌年度に繰り越すものでございます。

152ページが第3表、地方債の補正でございます。

公共下水道事業債1億2,130万円を1億470万円にするものでございます。

それでは、154ページ、155ページ、歳入事項別明細書で説明させていただきます。

1款分担金及び負担金、1項負担金、2目公共下水道事業加入者負担金では、63万2,000円を増額し94万8,000円。本年度の新規加入の実績に合わせて2件分を追加し、合計で3件分とするものでございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目現年度下水道使用料では、本年度の下水道使用料の見込額の精査により22万1,000円を減額し、4,302万4,000円とするものでございます。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金では、歳出における事業内容を精査したことにより一般会計からの繰入金986万円を増額し、2億3,336万円とするものでございます。

5款1項1目繰越金では、前年度からの繰越金の確定に合わせ157万9,000円を増額し、357万9,000円とするものでございます。

7款町債、1項1目下水道事業債では、1,660万円を減額し、1億470万円。業務内容を精査したところ、公共下水道事業債の対象外の業務があることが判明したことにより減額補正をするものでございます。

めくっていただき、156ページ、157ページ、8款国庫支出金、1項国庫補助金、1目公共下水道事業国庫補助金では、補助金の額の確定により125万円を減額し、1億3,035万円とするものでございます。

次に、160ページ、161ページ、歳出の事項別明細書でございます。

1款施設費、1項施設管理費、1目事務費では、職員1名分の人事異動等による人件費の精査により50万9,000円を減額し、1,093万2,000円とするもの。

2目の維持管理費では、560万4,000円を減額し、3億5,108万8,000円とするものでございます。補正の内容の主なものとして、13節の委託料の業務委託料では、東部地区クリーンセンター電気設備工事の委託などの精算による202万9,000円、汚泥処理委託料では、精算見込みに合わせて84万3,000円を減額、15節工事請負費では、維持補修工事完了による精算で110万円を減額するものでございます。

2 款の公債費では、補正はございませんが、加入者負担金の増額に伴い財源更正を行うものです。

続く、162、163 ページ、3 款 1 項 1 目予備費では、11 万 3,000 円を増額し、69 万 5,000 円とするものでございます。この金額をもって歳出の補正額を調整しております。

続く、164、165 ページにつきましては、人件費の補正により給与の明細書を添付してございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（服部英二夫君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

○委員（三輪一雅君） 先ほどと話がかぶるんですけど、160、161 ページの 1 款 1 項 2 目の維持管理費の中の汚泥処理委託料なんですけど、先ほどの農集と比較したときにこちらのほうが少なく、全体的な使用量からするとこちらのほうがウエートは大きくて、全然比例になっていないんじゃないかなと。単価による下げということであれば、もっと安くなってこないとおかしいんじゃないのかなというふうに思ったんですけど、それに関して、教えてください。

ましてこちら側は使用料自体も、若干ですけど、減額になっているぐらいなので、増えているということはないと思うんですけど。

○建設課長（内山幸治君） 基本的に全て農集と公共において、まず、農集は桑名広域清掃センターのほうに持っていくと。公共に関しては藤原のほうに持っていくところで、若干、差が出てくるというのが 1 つございます。

もう一点が、農集に関しては、収入見込みのほうに先に行かせてもらいますと、農集のエリアに関しては、収入見込みに関して大体妥当な線に来ているという状況でございます。公共エリアに関しては、実績を見込んでいくとやはり減少傾向が見られるということで、収入のほうも減をさせていただいておるところでございます。

汚泥処理運搬委託料、これも委託しているわけなんですけれど、単価が 1 万 6,000 円から大体 1 万 5,000 円ぐらいに減ということで、これも契約によって変わってきているということと、もう一つ、運搬料が収入減に伴って 360 トンから 334 トンぐらいになるだろうというところで、減額要因になっていると認識してございます。

以上です。

○委員長（服部英二夫君） よろしいですか。

ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第9号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○建設課長補佐（伊藤雅人君） それでは、議案第9号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

第1条、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。でございます。

第2条では、収益的収支の補正予算を示しております。

第1款水道事業収益では、第1項営業収益において2億1,867万1,000円を減額し、1億6,478万1,000円。

第2項営業外収益において1億6,025万1,000円を増額し、1億6,026万1,000円。

第3款水道事業費用では、第1項営業費用において2億1,230万3,000円を減額し、1億7,509万6,000円。

第2項営業外費用において1億5,866万5,000円を増額し、1億6,108万6,000円とするものでございます。

第3条では、資本的収支の補正予算を示しており、第2款資本的収入では、負担金を4,317万8,000円減額し、3,147万2,000円。

第4款資本的支出では、建設改良費を4,274万9,000円減額し、4,485万7,000円とするものでございます。

なお、括弧書きでは、資本的収入が資本的支出に対し不足する額1,501万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額136万5,000円、過年度分損益勘定留保資金1,364万8,000円で補填する旨を記載してございます。

続いて、3ページでございます。

今回の補正予算に係る実施計画でございます。

詳細につきましては、8ページの明細書で説明させていただきます。

8ページを御覧ください。

上段の2つの表が収益的収支、また、下段2つの表が資本的収支に、それぞれの収入支出でございます。

上段、第1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益では、水道使用料の実績に基づき715万8,000円を減額するものでございます。

3目その他営業収益では、消火栓の設置・取替え工事が不要になったことなどによる事業費の精査見込みにより、145万3,000円の減額。

4目他会計負担金、2億1,006万円の減額。これは国道23号から干拓地までの三重県企業庁の本管となる水道管布設費用を三重県から受託したもので、他会計負担金として計上しておりましたが、2項営業収益、3目受託工事収益、1目工事受託金に1億6,025万1,000円、科目の組替えを行い、契約実績に伴い、併せて減額補正をするものでございます。

なお、今年度の施行延長は約970メートルの本管の布設費用でございます。

続いて、支出でございます。

支出の3款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費では、31節負担金は、さきの説明のとおり、企業庁の本管工事で、収入と同様、2項営業外費用に科目を組み替えることによる2億798万円の減額。

32節受水費では、県企業庁への支払額の見込みが調ったことによる297万6,000円の減額。

3目受託給水工事費は、工事費の全体の見込みにより、134万7,000円を減額しております。

2項3目受託工事費、18節委託料については、さきの説明のとおり1億5,866万5,000円の科目の組替えを行うものでございます。

次に、ページ下段の資本的収入及び支出でございます。

2款資本的収入、2項1目負担金では、干拓地内の町管理の配水池加圧ポンプなどの設計費用で、契約実績に合わせ4,317万8,000円を減額するものでございます。

4款資本的支出、1項建設改良費、2目配水及び給水施設費では、18節委託料4,274万9,000円の減額。これにつきましてもさきの説明のとおり、設計などを企業庁へ委託する費用でございます。

戻っていただき、5ページを御覧ください。

令和元年度の事業が補正予算後どおりに執行された場合の予定の損益計算書を示しております。末尾から2行目の当年度純利益では、884万9,393円の損失が発生することを示しております。

続く、6ページ、7ページは、令和元年度末における予定の貸借対照表でございます。詳細につきましては、お目通しいただくこととして、7ページ、6ポツ剰余金の(2)利益剰余金のうち、ハでございますが、これが当年度未処分利益剰余金となり、先ほどの5ページの損益計算書末尾2行目の当年度純利益のマイナス884万9,393円と突合することとなります。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（服部英二夫君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第10号、木曾岬町附属機関設置条例の制定についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） それでは、議案第10号、木曾岬町附属機関設置条例の制定についてを説明させていただきます。

木曾岬町附属機関設置条例を次のとおり定めるものとする。

下段、提案理由でございます。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行により特別職の範囲が厳格化されたことに伴い、法令に基づかず要綱に定める合議制の各種機関を、地方自治法の規定に基づく執行機関の附属機関として明確にするため、当該条例を定めるものでございます。

補足させていただきますと、地方自治法のこのたびの改正によりまして、特別職の非常勤職員の任用の適正化を確保するということが必要になりました。これに伴いまして、特別職非常勤職員として任用する職の整理を行いました結果、引き続き、特別職の非常勤として任用する職におきましては、その設置根拠として、法律または条例の根拠規定が必要となります。このために、特別非常勤職員のうち、現在、要綱や設置根拠を置いている特別職の非常勤につきましては条例の規定が必要となることから、このたび要綱等に定めず合議制の各種機関につきまして、地方自治法138条の4第3項に基づく執行機関としての附属機関として明確にするために、当該条例を新規制定するものでございます。

おめくりを頂きますと、条例の本文でございます。

まず、第1条におきましては、本条例を制定する根拠を定めるものでございます。

第2条では、本条例に基づき新たに定める附属機関を、また、第3条では所掌事務を、第4条ではそれぞれの委員の定数を、また、第5条におきましてはそれぞれの委員の任期を、6条では、それぞれの附属機関の庶務の担当課を別表に定めることを規定するものでございます。

第7条では、附属機関の組織や運営に関して必要な事項につきまして、属する執行機関が別に定めることを規定するものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例は令和2年の4月1日から施行するものでございます。

またおめくりいただきまして、附則の2項でございますが、本条例の施行日前に置かれている委員会、その他合議制の機関などの構成員につきまして本条例の規定する相当の附属機関となり、同一性をもって存続して現に在任している委員であり、また、その構成員につきましては、その任期中に限り在任することを定めまして、第3項におきましては、

第2項で定める委員会などの諮問や答申、その他行為を本条例定める相当の附属機関に係る諮問、答申、その他の行為とみなすことを規定したものでございます。

以上が木曾岬町附属機関設置条例の説明でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（服部英二夫君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第11号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） それでは、議案第11号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての説明をさせていただきます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり定めるものでございます。

下段の提案理由でございます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例につきまして所要の改正を行うものである。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、地方自治法の規定によりまして、議会の議決を得ることが必要であるということから、提出させていただくものでございます。

おめくりを頂きますと、条例本文でございます。

改正内容につきましては、添付させていただいております新旧対照表で説明させていただきますので、ページはございませんが、条例本文を5枚ほどおめくりいただきますと、新旧対照表のまず1枚目を御覧いただきたいと思っております。

まず、第1条関係でございます。

第1条関係では、人事行政の運営などの状況の公表に関する条例の一部改正について規定するものでございます。この条例の第3条の報告事項は、人事行政の運営の状況報告から非常勤職員などを除くことを定めておるものでございますが、改正後の地方公務員法第58条の1項におきまして、フルタイム会計年度任用職員につきましては、人事行政の運営等の状況の公表の対象になることから、同趣旨の改正を行うものでございます。

続きまして、次のページを御覧いただきたいと思います。

第2条関係でございます。

第2条関係におきましては、木曾岬町職員定数条例の一部改正について規定をするものでございます。

この条例の定義におきまして、第2項では、職員から臨時職員を除くことを規定しておりますが、定数の適用除外となる臨時職員の範囲を臨時の職に関する場合において、臨時的に任用される職員に限定する旨の改正を行うものでございます。

次のページを御覧ください。

第3条関係でございます。

第3条関係は、公益的法人等への職員の派遣などに関する条例の一部改正について規定をするものでございます。この条例の第2条1項におきまして、派遣団体を社会福祉協議会と現在定めておりまして、第2条の職員の派遣につきまして、地方公務員法第22条第2項から第7項までにおいて規定されている臨時的任用につきましては、改正後は地方公務員法第22条の3として規定されることになることに伴いまして、同法の規定を引用いたしまして、条件付採用について定めている規定について、引用条項の改正を行うものでございます。

続きまして、おめくりいただきますと、第4条関係でございます。

第4条関係では、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について規定をするものでございます。この条例の第3条には、定める休職の効果につきまして、会計年度任用職員の任期が1会計年度限りということでございますことから、新たに第4項に同職員の休職の範囲についてを定めたものでございます。

次のページをお願いいたします。

第5条関係でございます。

第5条関係では、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正について規定するものでございます。この条例の第3条に定める職員の減給の効果について、減給の額を定めるものでございますが、会計年度任用職員に対する適用につきましては、パートタイム会計年度任用職員については、給料ではなく報酬を支給することとなるためにその旨の規定を追加したこと、また、報酬の額につきましては、いわゆる割増し報酬を除いた職務の対価として報酬の額を示すということになるために、会計年度任用職員の給与条例において、パートタイム会計年度任用職員の基本的な報酬額を定めている規定を引用し、その旨をこの条例に定めるものでございます。

おめくりを頂きまして、第6条関係でございます。

第6条関係では、職員の勤務時間、休暇に関する条例の一部改正について規定するものでございます。この条例の第21条におきまして、現行の非常勤職員の勤務時間、休暇などにつきましては、一定の範囲内で任命権者に委任する旨を定めておりますけれども、会

計年度任用職員の勤務時間や休暇などについても、現行と同様の定めとするということのため、非常勤職員を会計年度任用職員に改める改正を行うものでございます。

次のページでございます。

第7条関係でございますが、第7条関係につきましては、職員の育児休業等に関する条例の一部改正について規定をするものでございます。

第7条の育児休業をしている職員の期末手当の支給、また、第8条の育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整、そして、おめくりいただきまして、第21条の部分休業をしている職員の給与の取扱いについて、それぞれの規定から会計年度任用職員を除く改正を行うものでございます。

また、21条におきましては、会計年度任用職員が部分休業した場合の給与の取扱いに関する規定についてを追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。

第8条関係でございます。

第8条関係では、議会の議員、その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部改正についてを規定するものでございます。この条例の第5条の補償基礎額におきまして、給与等を支給されるフルタイム会計年度任用職員の補償基礎額につきましては、地方公務員災害補償法第2条第4項に規定する平均給与額の例によることにおきまして、公正を欠くと認められる場合が想定されないこととなるとともに、改正後の第5条第5号におきましては、同条の第1号から第4号までの規定と均衡を図るために、5号を新たに追加するものでございます。

おめくりを頂きまして、第9条関係でございます。

第9条関係では、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について規定するものでございます。

報酬条例の別表におきまして各委員の報酬を規定する場合において、別表に記載のない委員についてはこれまで、おめくりを頂きまして、別表の末尾に、その他の非常勤の委員として運用しておりましたが、各委員の報酬をできるだけ具体的に規定するほうが望ましいということから、その他の委員としての引用からとしていた各委員の報酬額を具体的に記載するために別表を改正いたしました。

したがって、改正後の別表につきましては、改正前のその他の非常勤委員の部分で規定していた部分の委員を、改正後におきましては、いじめ問題調査委員長、また、同委員の下の総合計画策定委員会委員から新たに追加させていただくものでございます。

おめくりを頂きまして、第10条をお願いします。

第10条関係におきましては、職員の給与に関する条例の一部改正についてを規定するものでございます。この条例の第18条の3、臨時または非常勤職員の給与において、このたびの法改正によりまして臨時的任用の要件は、国家公務員における臨時的任用の要件

と同様になり、給与条例の規定を直接適用するということになるため、臨時職員に係る部分は削除することになりました。

一方、会計年度任用職員の給与につきましては、他の常勤職員との均衡や職務の特殊性などを考慮いたしまして定めるものであることを条例で明記すべきと考えられていることを踏まえまして、常勤職員の給与条例において、その旨を新たに明記したものでございます。

続きまして、おめくりいただき、第11条関係をお願いいたします。

第11条関係では、特殊勤務手当に関する条例の一部改正について規定するものでございます。この条例の第1条の目的に、フルタイム会計年度任用職員について定めるものでございまして、別に制定いたしました会計年度任用職員の給与条例において特殊勤務手当の支給についても規定しておることから、このことにつきまして、当該条例に定めるところにより支給する旨を定めたものでございます。

次のページをお願いいたします。

第12条関係でございます。

第12条関係では、職員の旅費に関する条例の一部改定について規定をするものでございます。

旅費条例につきましても、フルタイム会計年度任用職員にも適用されることとなり、会計年度任用職員の給与条例において、フルタイムの会計年度任用職員の給与表を規定する場合に、当条例の職務の旧の規定に加える必要があることから、同条例の第1条の目的及び第2条の用語の定義において、それぞれ改定を行うものでございます。

また、別表1につきましては、おめくりいただきまして、末尾のその他の嘱託雇用人、いわゆる任用する雇用者が会計年度任用職員として位置づけられることから、このたび削除を行うものでございます。

続いて、次のページをおめくりいただきまして、第13条関係をお願いいたします。

第13条関係では、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について規定をするものでございます。この条例の第2条の他規定の準用に、企業職員の給与の種類及び基準については常勤職員の給与条例の例によることとしておりますが、改正法施行後に会計年度任用職員として任用される企業職員を想定し、引用する例規として、会計年度任用職員の給与条例を追加し、改正したものでございます。

次のページをお願いいたします。

第14条関係でございます。

第14条関係では、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について規定するものでございます。この条例の第2条、職員のサービスの宣誓に、新たに職員となった者の宣誓について規定しておりますが、会計年度任用職員については制度導入前の任用形態や任用の手續が様々であることに鑑み、サービスの宣誓につきましては、2項に任用形態や任用手續に

応じ、それぞれの職員にふさわしい方法で行えるよう追加し、改正を行うものでございます。

以上が改正条例の新旧対照表でございます。

改正条文のほうに一旦戻っていただきたいと思えます。

改正条文の末尾の第15条をお願いいたします。

第15条につきましては、行政調査員等の報酬及び費用弁償に関する条例の廃止について規定するものでございますが、行政調査員につきましては、特別非常勤職員から有償ボランティアまたは委託とすることとなるため、当該条例を廃止するというものでございます。

以上が改正条文でございます。

続いて、附則を御覧いただきたいと思えます。

第1項につきましては、この条例の施行日を令和2年の4月1日とするものでございます。

第2項におきましては、第8条の規定による改正後の議会の議員、その他非常勤の職員の公務災害等に関する第5条の規定の運用についてを定めたものでございます。

以上が地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての説明でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（服部英二夫君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思えますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第12号、木曾岬町夢とふれあい教育基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） それでは、議案第12号をお願いいたします。

木曾岬町夢とふれあい教育基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

木曾岬町夢とふれあい教育基金条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものでございます。

下段、提案理由でございます。

教育振興並びに創造性豊かなふれあい文化の町の形成に寄与することを目的に設置された同基金へ新たな寄附を受けたため、これに基づく木曾岬町夢とふれあい教育基金条例の

一部を改正するものでございます。

おめくりを頂きまして、条例の本文でございます。

改正内容につきましては、さらにおめくりを頂きまして、新旧対照表で説明させていただきますので、御覧ください。

木曾岬町夢とふれあい教育基金の別表でございます。

このたび別表の中段より下の部分、下から10行目でございますが、中段、株式会社アイ・エヌ・ジー様より、同基金に対しまして100万円の指定寄附を受けましたので、別表に加え、同基金の合計額を6,110万とするものでございます。

条例本文に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例につきましては公布の日から施行するものでございます。

以上が木曾岬町夢とふれあい教育基金条例の一部を改正する条例の制定についての説明でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（服部英二夫君） 事務局の説明が終わりましたので、御質疑がある方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第13号、木曾岬町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○住民課長（山田克己君） それでは、議案第13号を御覧ください。

木曾岬町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

木曾岬町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

下段、提案理由でございます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことにより、本条例を改正するものである。これがこの議案を提出する理由でございます。

めくっていただきまして、改正の条例本文でございます。

説明はその後ろの新旧対照表で説明させていただきますので、次のページを御覧ください。

左が現行、右が改正案となっております。

改正は1か所でございます。2条の印鑑の登録資格の第2項、印鑑の登録を受けること

ができない者の規定のうち第2号の成年被後見人を、意思能力を有しない者（1）に掲げる者を除くに改正し、（1）に掲げる者を除くとあるのは、（1）は15歳未満の者と規定しておりますので、15歳未満は除くと規定したものでございます。これは、成年被後見人の人権尊重の観点から、提案理由にもございますように、成年被後見人等の関係法令が整備され、印鑑登録証明事務処理要領が改正されたことに伴い、本条例を改正するものでございます。

それでは、前のページに戻っていただきまして、改正条例の本文でございますが、一番最後のところの附則を御覧ください。

この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上が木曾岬町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（服部英二夫君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

○委員（三輪一雅君） まだ本当は総括でやったほうがよかったのかもしれないんですけど、今回の改正の言葉尻は変更するんですけど、ほかの条例も成年被後見人ってたくさん使っているんですね。それに対しては今回の条例には全然反映する予定がないみたいなんですけど、ここら辺の考え方は、どういうことで今回これだけという形で上げられていたのかなと思ひまして、お聞きしたいというふうに思ひます。

1例を挙げると、例えば長寿者の褒賞条例とか、個人情報保護条例とか、ほかのところにも使われておるみたいなんですけど、全部調べるわけにいかんかったもんで一部なんですけど、そういうところに使われているということであるなら、本来、同じような文言に変えていくのが適切じゃないのかなというふうに思ったんですが。これは所管によっても違ってくるので一概に言えないのかも分かりませんが、総務政策課長なら総務政策課長で。

○総務政策課長（伊藤啓二君） このたび住民課の印鑑証明の取組、成年被後見人制度の関連の情報の改正が出ておるんですが、そのほかに、成年被後見人制度等の関連で私どもの規定する条例、他の条例について、まだうちのほうで政省令の情報を持っていないんですが、調べさせていただいて、また返答させていただきたいと思ひます。

もう一度内容等を確認させていただいて、検討させていただきたいと思ひます。対象要件だけだと思ひますけど。

○委員（三輪一雅君） でも、多分こっちに変えたほうがいいと思ひます。今の僕が言ったやつを、意味合的には。

○委員長（服部英二夫君） 山田課長、どうでしょうか。

○住民課長（山田克己君） 今言った、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律というのが令和元年6月14日に公布されております。その中を見てもみますと180本ほどのものが内容にありまして、その中を見る

と印鑑登録もあるんですが、大きくは国家公務員法とか、弁護士法とか、あと銀行法とか、そちらの方面というふうに書いてありますので、中身のほうはまだ詳しくは見ておりませんが、その辺のそっちの方面というところもありますので、また調べてみたいと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

○委員（三輪一雅君） 今の住民課所管の話は、これはこれでいいと思うんですけど、私が言いたかったのは、多分、成年被後見人という言葉で言うと人が限定されるんですね、これに対象する人が。でも、実際には、意思能力を有しない者にしたほうが適切などという状況の条例が多分あるはずなんだと思うんですね、今、うちにある条例に当てはめるとね。読んでみるとそんな感じがしたので、こっちにすると限定されてしまうということからいくと、こちらに変えていったほうがいいんじゃないのかなと、そういう意味合いで検討されるなら一遍してください。お願いいたします。

以上です。

○委員長（服部英二夫君） ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第15号、木曾岬町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○税務課長（藤井光利君） それでは、議案第15号、木曾岬町税条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

木曾岬町税条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとするということで、下段、提案理由を御覧ください。

収益事業を行っていない団体に係る法人県民税均等割の減免手続が簡略化されることに伴い、法人町民税についても減免手続を簡略化するため、木曾岬町税条例の一部を改正するについては、地方税法の規定により、議会の議決を経る理由があるということで、提案理由をここに述べさせていただいております。

めくっていただきまして、改正本文の次、新旧対照表のほうで説明をさせていただきます。

改正案のところで、下線の部分を説明させていただきます。

第51条の第1項第7号、町民税を減免する対象に、天災その他特別の事情があると認められる法人を加える。

それから、第3項に、第1項の規定により法人の町民税の減免を受けた者については、

当該減免を受けた年度の翌年度における均等割額の算定期間において、法人の町民税の減免の理由に異動がないと町長が認める場合に限り、納期限までに前項の規定による申請書及び添付書類の提出があったものとみなして、第1項を適用するという事で、下線の部分を追加するものであります。

戻っていただきまして、改正本文です。

先ほどの下線部分の追加については、附則、令和2年4月1日から施行するという事で、内容それから施行日についても、県の条例と同様の内容ということで、今回、町の税条例を改正するものであります。

以上でございます。

○委員長（服部英二夫君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑がある方は御発言ください。

○副委員長（伊藤厚紀君） 改正案のほうの天災その他の事情、その他の事情というのはどんなものを想定していますでしょうか。

それから、特別な事情を誰が判断するのでしょうか。

○税務課長（藤井光利君） 先ほど若干申し上げましたとおり、県の改正条例等を合わせているというところがあります。それで、文言もそのとおり合わせているというところがありまして、それで、天災その他特別な事情というところで、町長が判断していくという形になるんですけど、その他の事情で何か事象が起こったときに、これが判断し得るものということで考えておりますが、具体的にどうだということにはなかなか今申し上げるところは難しいんですけど、天災ということは特別なすごく重要な事情が起こったときに減免するという事で、具体的に何かというのはなかなか申し上げられないんですけど、県も同様に判断した上で、同様な事務手続を行っていくということで、県や、それから他市町の状況を見ながら、その時は判断していくのかなというふうに想定しております。

以上です。

○委員長（服部英二夫君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 次に、議案第16号、木曾岬町町道の構造の技術基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○建設課長（内山幸治君） それでは、議案第16号、木曾岬町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

木曾岬町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定め

るものとするというものでございます。

下段に提案理由でございます。

道路構造令の一部改正に鑑み、自転車通行帯等について規定を整備する必要が生じたため、改正を行うものである。木曾岬町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正するについては、地方自治法の規定により、議会の議決を得る必要がある。これがこの議案を提出する理由でございます。

まず、この条例の改正のポイントでございますが、大きく3つございます。自転車通行帯というものを新たに設置するものでございます。自転車通行帯とは、自転車を安全に通行させるために設ける帯状の車道の部分ですというのが、国交省からの定義でございます。イメージといたしましては、幅の広い路肩というふうにイメージしていただければ結構かと思えます。

2つ目が自転車道の設置要件でございます。従前にも自転車道というのは要件化されておったわけですが、今回、設計速度、1時間につき60キロメートル以上であることというのが自転車道の設置要件となっております。これは、自転車通行帯と自転車道の使い分けをするために設けられたものというふうに理解しております。

3番目に、その他これらの要件が設置されたことにより、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表を御覧ください。

ページを一、二枚めくっていただきまして、お願いいたします。

まず、第4条、第6条におきましては、車道の幅員に関する部分の改正でございます。

自転車通行帯は、先ほども申し上げましたように車道として位置づけられていることから、まず、第4条第5項におきまして、第3種第5級の普通道路の車道の幅員はというところに対して、第3種5級の普通道路の車道（自転車通行帯を除く）の幅員はというふうに改めるものでございます。

同じく、副道の規定でございます第6条につきましては、副道の幅員はというところに対して副道（自転車通行帯を除く）の幅員はと改めるものでございます。

次に、第7条の2でございます。

これは自転車通行帯に関する規定で、今回新しく定めるものでございます。

第1項、第2項におきましては、自転車通行帯の設置要件を規定しているものでございまして、まず、第1項では、自動車及び自転車の交通量が多い第3種の道路には、自転車通行帯を設けるものということで、第2項におきましては、自転車の交通量が多い第3種の道路、または、自動車及び歩行者の交通量が多い第3種の道路において自転車通行帯を設けるものとする。

ページをおめくりいただきまして、第3項につきましては、自転車通行帯の幅員を規定しているものでございまして、幅員は1.5メートル以上とするというのが規定でござ

います。

第4項については、特例規定を設けているものでございます。

第8条では、自転車道の設置要件を定めるものでございます。

第1項におきましては、自動車及び自転車の交通量が多い第3種の道路には、だったものを、自動車及び自転車の交通量が多い第3種（第4級及び第5級を除く）次項において同じ。の道路で、ここですね、設計速度が1時間につき60キロメートル以上であることという規定をしているものでございます。

第2項も同様でございますが、自転車の交通量が多い第3種の道路、または自動車及び歩行者の交通量が多い第3種の道路にはというところを、自転車の交通量が多い第3種の道路、または歩行者の交通量が多い第3種の道路で、設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものという設計速度の規定で設けられてございます。

引き続きまして、第9条でございます。

第9条は、自転車・歩行者道に関するところ、第10条は、歩道の設置に関する改正でございます。

第9条におきましては、自転車・歩行者道の規定でございます。自動車の交通量が多い第3種の道路、自転車道を設ける道路を除くというものを、自動車の交通量が多い第3種の道路（自転車道または自転車通行帯）というものを付け加えるものでございます。

第10条は歩道に関する規定でございますが、歩行者の交通量が多い第3種の道路、または自転車道を設ける第3種の道路というところに対して、歩行者の交通量が多い第3種の道路、または自転車道、もしくは自転車通行帯を設ける第3種の道路にはというふうに改めるものでございます。

次に、第27条、退避所に関する規定でございます。

こちら幅員に関する規定でございますが、第27条第3号におきまして、待避所の長さは20メートル以上とする。その区間の車道の幅員はというところを、その区間の車道（自転車通行帯を除く）の幅員はというふうに改めるものでございます。

次は、34条、35条の改定でございますが、それぞれ道路の特例に関する条文でございます。

第34条におきましては、ちょうど8行目中ほど、9行目ぐらいとなっておりますが、第7条第2項から第4項まで、第9条第3項であるものを、第8条第1項及び第2項というものを付け加えるものでございます。これは自転車道に関する規定でございます。

第35条に関しましては、上から7行目ぐらいですか、第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第8条第3項と書いてあるものを、第6条の後に、第7条の2第3項、自転車通行帯の幅員に関する規定についてを付け加えるものでございます。

同様に、第35条第2項におきましても、第7条第2項の後に第7条の2第3項というものを付け加えるものでございます。

それでは、議案本文のほうへ戻っていただきまして、附則でございます。

2分の2になります。

施行期日につきまして、第1項で、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

第2項、経過措置でございます。

この条例の際、現に新設または改築の工事中の町道については、この条例による改正後の第7条の2並びに第8条第1項及び第2項の規定に関わらず、なお従前の例によるというものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（服部英二夫君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

○委員（三輪一雅君） そもそも話なんですけど、自転車、歩行者、交通量が多いところの60キロ以上の速度のところ、簡単に言えば1.5メートル以上の歩道をつけなさいよという意味だと思んですけど、自転車の交通量が多いという目安というか、基準というのは、どういうふうにかえたらよろしいんですか。

○建設課長（内山幸治君） 一番大事なところを申し上げるのを忘れておりました。

実は国土交通省のほうから事務通知で目安というのが出ております。自動車の交通量が多いというのは1日4,000台以上、自転車の交通量が多いというのが1日500台以上、歩行者の交通量が多いというのは500人以上というふうな目安を出されております。

説明は以上です。

○委員（三輪一雅君） となると、当町で置き換えると、うちの道路には該当する道路がないと考えてよろしいんですかね。

○建設課長（内山幸治君） 今回この条例につきましては、新しく今から新設するものとなりますので、現状の道路が該当するかどうかというのは概念から外れるという形になるんですが、例えば今1日4,000台以上あるかどうかという判断をした場合、今現状は分からないんですけど、過去に鍋田川線で1日当たりの交通量が4,000台を超えているというのを過去の議会でも御報告させていただいたと思うんですが、そういうところが対象になるというか、4,000台以上の路線であるということで、基準になります。

○委員（三輪一雅君） そうすると、うちは多分鍋田川だけが対象になる。新しく例えば道路をやり直す、新設するというようなときに仮に起こったときには、この要件を満たしていかないかん可能性があるわけやね。

だけれども、これを読んでいくと、結局最後の最後には、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合においてはこの限りではないと書いてあるもので、やらんでええと言えやらんでええという話になっていく可能性がある。

ちょっと思ったのは、例えば鍋田川線をやり換えるというときに、今現状でも歩道と今

の自転車の道はないので、もう本当にかつかつの状態で、じゃ、最終的にあそこをやり換えるときには桜の木を全部切りなさいよとか、そういう方向でないとできんということになってしまう可能性も出てくるかなと思って。

だけれども、今の話でこの限りではないがあるので、結局、能動的にできるんだよということでもいいですかね、考え方としては。

○建設課長（内山幸治君） 今の印象で、あくまでも整備することができる規定になっておりますので、そういうことだというふうに御理解いただければと思います。

○委員長（服部英二夫君） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 御質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第17号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算についての所管部分を議題とします。

事務局に説明を求めます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） では、議案の第17号の説明をさせていただきます。

予算書の1ページを御覧いただきたいと思います。

令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算につきまして説明させていただきます。

第1条では、歳入歳出の予算総額を32億5,500万円と定め、予算の款項の区分と区分ごとの金額を、第1表、歳入歳出予算に定めることを規定するものでございます。

第2条では、地方自治法第214条の規定による債務負担行為をする行為のできる事項、期間及び限度額を、第2表の債務負担行為に定めたものでございます。

第3条は、地方自治法第230条第1項に規定する地方債の目的と限度額並びに利率と方法を、第3表の地方債に定めるものでございます。

第4条では、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入額の限度額を3億円といたしております。

第5条では、地方自治法第220条第2項のただし書の規定による予算流用の範囲を定める規定でございます。

おめくりを頂きまして、第1表の歳入歳出予算でございます。

このたびの予算の区分と区分ごとの金額を示したものでございます。

歳入は、2ページから4ページにわたるものでございまして、1款の町税から21款の町債までの21の款とこれに付随した38の項におきまして予算を編成いたしております。

また、5ページ、6ページは、歳出の区分でございます。

同様に、歳出におきましては1款の議会費から11款の予備費までの11款とこれに付随する30の項において予算を編成いたしております、それぞれの予算の総額は32億5,500万円でございます。

続いて、7ページを御覧ください。

第2表の債務負担行為でございます。

1行目の総合戸籍除籍システム事業に対する賃貸借契約に伴う賃貸借料から末尾の自主運行バスの車両リースまでの9つの事業に対する履行を担保するものでございまして、債務負担の期間とそれぞれの限度額を定めるものでございます。

続いて、8ページをお願いいたします。

第3表の地方債でございます。

この予算に計上いたしました地方債の目的は、御覧の3件でございます。まず、臨時財政対策債は9,000万円の地方債を発行するものでございまして、国の法改正などによりまして、地方交付税の減額影響額を補填するもので、総額が地方交付税への算入とされるものでございます。

次の一般単独事業債は、町道の舗装修繕工事の公共施設等適正管理事業債及び防災無線移動局のデジタル化更新事業に対します緊急防災・減災事業といたしまして、4,490万円を借り入れるものでございます。

末尾の公共事業等債は、田代・小学校線の避難路整備事業の海拔ゼロメートル地帯の避難対策事業及び湛水防除事業の財源といたしまして、7,370万円を借り入れるものでございます。それぞれの起債の方法、利率、償還につきましては、記載のとおりでございます。

次に行って、令和2年度の予算の概要を説明させていただきますので、事項別明細書におきまして各課長から説明させていただきます。

○税務課長（藤井光利君） それでは、10ページを御覧ください。

1款1項1目個人につきましては、予算額3億1,810万円を計上させていただきました。対前年度比40万円の増で、要因は滞納繰越分です。現年課税分については、納税者数の推計に単価を掛けた均等割と所得の推計に基づく所得割を、滞納繰越分は令和元年度予算から繰り越すであろう滞納分を推計して計上させていただきました。

続きまして、2目法人については、予算額5,405万円を計上させていただきました。対前年比大幅増になった要因につきましては、木曾岬干拓地内にある電気事業所の売電収益権の売却による当該法人からの税収が減となる見込みのためであります。予算額のうち現年課税分については、法人納税者数の推計に単価を掛けた均等割と所得の推計に基づく所得割額を、滞納繰越分は令和元年度予算から繰り越すであろう滞納分を推計して計上させていただきました。

続きまして、2項1目固定資産税については、予算額5億220万円を計上させていただきました。対前年比350万円の減となった要因につきましては、土地価格で緩やかな下落であります。現年課税分については、課税基準日である1月1日現在の土地、家屋、償却資産のデータを基に計算した額を、滞納繰越分については令和元年度予算から繰り越すであろう滞納分を推計して計上させていただきました。

2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金については、予算額1,783万3,000円を計上させていただきました。これは木曾岬干拓地メガソーラー事業貸付土地36万3,955平米に対する交付金を受け入れるものであります。

続きまして、3項1目環境性能割については、予算額65万6,000円を計上させていただきました。環境性能割は当面、県が徴収を行い市町に交付されるもので、県の試算に基づき計上したものであります。

2目種別割については、予算額1,949万円を計上させていただきました。対前年比45万5,000円の増となった要因は、軽四輪乗用自家用車両の登録台数の増であります。現年課税分については4月1日現在の登録台数を推計し計上した額を、滞納繰越分では令和元年度予算から繰り越すであろう滞納分を推計して計上させていただきました。

4項1目市町村たばこ税については、予算額2,950万円を計上させていただきました。対前年比50万の増となった要因につきましては、条例に従い、10月から税率が上がるためです。予算額は、過去の実績を踏まえ推計し、算出したものであります。

続きまして、6項1目入湯税については、予算額39万円を計上させていただきました。対前年比16万減となった要因につきましては、特徴事業所1社の廃業であります。予算額は過去の実績を踏まえ推計し、算出したものであります。

2款1項1目地方揮発油譲与税については、予算額1,000万1,000円を計上させていただきました。過去の実績を踏まえ推計し、算出したものであります。

2項1目自動車重量譲与税については、予算額2,600万を計上させていただきました。過去の実績を踏まえ推計し、算出したものであります。

続きまして、3項1目森林環境譲与税につきましては、予算額50万9,000円を計上させていただきました。県の試算に基づき計上したものであります。

続きまして、3款1項1目利子割交付金については、予算額150万円を計上させていただきました。過去の実績を踏まえ推計し、算出したものであります。

続きまして、14ページを御覧ください。

4款1項1目配当割交付金については、予算額440万円を計上させていただきました。過去の実績を踏まえ推計し、算出したものであります。

続きまして、5款1項1目株式等譲渡所得割交付金については、予算額420万円を計上させていただきました。これも過去の実績を踏まえ推計し、算出したものであります。

続きまして、6款1項1目法人事業税交付金については、予算額987万4,000円を計上させていただきました。本交付金は令和2年度より交付が始まるものでありまして、各市町の法人税割額により案分して得た額が交付されます。予算額は県の試算に基づき計上したものであります。

続きまして、7款1項1目地方消費税交付金については、予算額1億3,600万円を計上させていただきました。一般財源分については17分の10から21分の10へ、社

会保障財源分については17分の7から21分の11へ配分改正されたものでありまして、県の試算に基づき計上をさせていただいたものです。

続きまして、8款1項1目環境性能割交付金については、予算額530万円を計上させていただきました。この交付金は自動車取得税の廃止により普通自動車税などについては、自動車税環境性能割の交付金として、市町村道の延長及び面積などによって交付されるものでありまして、県の試算に基づき計上したものであります。

続きまして、9款1項1目地方特例交付金については、予算額470万円を計上させていただきました。この交付金の減収補填には、従来の住宅ローン控除補填に加え、昨年10月の消費税率10%引上げによる消費の反動減対策として、自動車税及び軽自動車税の環境性能割について、税率1%を軽減する措置が講じられた分の減収補填を加えられておりまして、県の試算に基づき計上したものであります。

以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 10款1項1目の地方交付税、本年度3億7,000万円を計上いたしました。まず、動向について述べさせていただきます。

政府が公表いたしました令和2年度の地方財政対策では、地方公共団体が地方創生の推進や地域社会の維持の再生、防災・減災対策などに取り組みつつ安定的な財政運営が行えるよう、地方交付税の一般財源の総額につきまして、令和元年度を0.7兆円上回る63兆4,318億円を確保いたしました。いわゆる交付税の出口ベースにおきましても0.4兆円を増額し、16兆5,882億円と見込まれております。昨年度の交付ベースであった地方創生事業や幼児教育の無償化に加えまして、新たに会計年度任用職員制度への対応や地域社会、地方創生事業などのメニューが新たに今年度予算として確保されておる状況でございます。

しかし、2月14日に開催されました全員協議会の当初予算の概要でも説明をさせていただきましたとおり、当町の令和2年度の交付税の見込額は、電気事業者の営業形態の変更から、前年度に5億円余りの法人町民税の収入があったことから、これが令和2年度の基準財政収入額に反映されることもございまして、対前年度に比べまして4億8,000万円の減額と見込んでおりまして、普通交付税におきまして3億円、特別交付税では7,000万円を計上しております。

以上でございます。

○建設課長（内山幸治君） 11款1項1目交通安全対策特別交付金、75万円を計上するものでございます。例年80万円前後で推移させているものでございますが、令和元年最終補正で75万円としていることから、最終補正額と同等ということで整合させております。

以上です。

○産業課長（平松孝浩君） 18、19ページをお願いします。

13款の使用料及び手数料の1項3目の農林水産業使用料でございます。本年度25万6,000円の予算を計上させていただきました。見入地区の多目的共同利用施設の電気代、水道料、下水道使用料を地元自治会から受け入れるものでございます。

以上です。

○建設課長（内山幸治君） 4目土木使用料、467万9,000円を計上するものでございます。これは電柱等の占用料から算出したものでございます。

以上です。

○総務政策課長（伊藤啓二君） ページ、変わりまして、20、21でございます。

6目の総務使用料でございます。1,831万3,000円を計上いたしました。1節が庁舎の使用料、主に創生ホールの使用料でございます。

以上でございます。

○危機管理課長（小島裕紹君） 2節自主運行バスの運賃使用料でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 3節の行政財産目的外使用料は、公共施設に設置されました電柱やケーブルなどの占用料と、自動販売機などの設置料などを計上したものでございます。

以上でございます。

○危機管理課長（小島裕紹君） 4節につきましては、防災センターの一般利用に係る使用料を受け入れる科目でございます。

○税務課長（藤井光利君） 続きまして、13款2項1目総務手数料でございます。285万2,000円を計上させていただきました。税務課所管といたしましては、21ページ、説明欄を御覧ください。税務諸証明手数料46万4,000円、それから、督促手数料11万7,000円、それから、下段、コンビニ交付手数料9万6,000円のうち5万4,000円を計上させていただきました。

以上でございます。

○住民課長（山田克己君） 住民課所管では、戸籍交付手数料から印鑑証明手数料及び個人番号カード、通知カード再交付手数料については、前年度の実績に基づきそれぞれ予算計上させていただいております。また、今年度1月から開始しましたコンビニ証明交付手数料につきましても計上させていただいております。

以上でございます。

○産業課長（平松孝浩君） ページをおめくりいただき、22、23ページでございます。

4目の農林水産業手数料、本年度1万4,000円で、農業従事者証明等の証明手数料でございます。

以上でございます。

○建設課長（内山幸治君） ページをおめくりいただきまして、14款2項5目土木費国庫補助金、4,408万円を計上するものでございます。こちらには道路事業や住宅事業

に関する補助金でございます、道路事業で4,351万、住宅事業で57万円を計上してございます。

以上です。

○危機管理課長（小島裕紹君） 7目総務費国庫補助金、本年度予算額618万1,000円を計上しております。このうち3節の社会保障・税番号制度システム整備補助金につきましては、J-LISが行います自治体中間サーバープラットフォームの次期システムへの移行作業に伴います経費で、そちらに対する国庫補助金でございます。

以上でございます。

○住民課長（山田克己君） 住民課所管では、5節の個人番号カード交付補助金として、個人番号カードの交付事務に対する補助金397万3,000円を受け入れるものでございます。

次に、26ページ、27ページの3項委託金、2目の総務費委託金では、本年度27万2,000円でございます。住民課所管では、中長期在留者居住地届出等の事務委託金で、外国人の方の住居地の届出などの事務に要する人件費と物件費相当額を受け入れるものでございます。

以上でございます。

○危機管理課長（小島裕紹君） 3節総務委託費につきましては、説明欄記載のとおり、自衛官募集事務に係るものでございます。

以上でございます。

○産業課長（平松孝浩君） ページをおめくりいただき、28、29ページでございます。

3目の農林水産業費県補助金、本年度2,158万8,000円でございます。1節の農業総務費補助金は農業委員会の運営補助で、事務費交付金でございます。2節の農業振興費補助金では、経営所得安定対策推進事業費補助金は地域再生協議会への事務費補助金、その下の農地中間管理事業費補助金では、中間管理機構を利用した経営転換面積を7.5ヘクタールと見込み、予算を計上させていただいております。補助率は10分の10でございます。3節の林業費補助金はみえ森と緑の県民税市町の交付金でございます。5節の地籍調査事業費補助金、本年度は近江島地区と上和泉地区の地籍調査事業に要する県の補助金を計上させていただいております。補助率は4分の3でございます。6節の多面的機能支払事業交付金、各地で取り組んでいる農業施設の維持管理事業や資源向上に対する補助金を計上させていただいております。補助率は4分の3でございます。

以上でございます。

○建設課長（内山幸治君） 4目土木費県補助金では、57万5,000円を計上しているものでございます。2節木造耐震診断では3件分を、3節、5節については、1件分を計上してございます。昨年度より100万円減額になってございますが、空き家リノベーション支援事業というのは、従来、県事業の支援事業ございましたが、次年度からなくな

ると。また新たに国のほうで支援事業というのは計画されているそうですが、それには、この後の歳出のほうで説明させていただきますが、空家等対策計画というのが国庫補助の要件になっているということから、今年度については予算を見送ったものでございます。

以上です。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 30、31ページをお願いいたします。

5目の消防費の県補助金、202万2,000円でございます。地震対策の緊急促進事業費の補助金、海拔ゼロメートル地帯の避難対策事業補助金といたしまして、平成29年度、30年度に施行いたしました防災事業の償還金に対する補助金を計上したものでございます。令和2年度より元金償還が始まることによりまして、187万1,000円の増額となっております。

以上でございます。

○住民課長（山田克己君） 次に、6目の総務費県補助金では、本年度8万5,000円でございます。消費者行政に係る啓発事業に対して補助金を受け入れるものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 3項委託金、1目の総務費委託金でございますが、1,374万3,000円を計上いたしました。昨年との主な減額要因でございますが、三重県知事及び三重県議会議員選挙並びに参議院議員選挙の執行見込額の減額によるものでございます。1節の移譲事務の交付金につきましては、屋外広告物や都市計画法に定めます開発行為の申請などの22件の特例処理事務の移譲交付金を計上したものでございます。

以上でございます。

○税務課長（藤井光利君） 2節徴税费委託金につきましては、説明欄を御覧ください。県税徴収事務委託金ということで、これにつきましては、個人住民税の徴収事務に対する県からの委託金であります。

以上でございます。

○危機管理課長（小島裕紹君） 3節統計調査費委託金につきましては、7つの指定統計調査に係る県からの委託金でございます。

以上です。

○建設課長（内山幸治君） 5目土木費委託金については、1万3,000円を計上するものでございます。建築基準法の施行事務交付金でございます。処理件数30件未満ということで、一律1万3,000円を計上しておるものでございます。

以上です。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 16款の財産収入、1項1目の財産貸付収入、728万円の計上でございます。公有財産の貸付けに伴います収入でございます。駐在所、商工会館の敷地、また、職員の駐車場の利用料のほか、株式会社タチャへの定期借地権契約728万円を計上したものでございます。この科目の増額の要因でございますが、株式会社

タチャとの事業用定期借地権契約が10年を経過いたしまして、令和2年度より新たに更新契約を締結するため、賃貸借料を変更したことによるものでございます。

以上でございます。

○会計管理者（服部孝龍君） 次に、2目の利子及び配当金で、700万4,000円を計上しております。内訳としまして、説明欄の基本財産基金利子から、めくっていただきまして、説明欄の下段の森林譲与税基金利子までの19の目的基金の発生利息を見込んでおります。

以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 2項財産売払収入、1目物品売払収入につきましては、予算科目を置かせていただきました。

17款1項の寄附金、5,000万1,000円を計上いたしました。一般寄附金とふるさと納税によりますふるさと応援寄附金を前年度実績を考慮いたしまして見込んだ予算でございます。

34、35ページをお願いいたします。

18款の繰入金、1項3目の土地取得会計の特別会計繰入金におきましては、昨年同様の263万1,000円といたしております。同会計で管理いたします和富地内の福祉・医療施設用地などを合わせまして1万4,389平方メートルの貸付料を繰り入れるものでございます。

続いて、2項の基金繰入金、1目の財政調整基金の繰入金につきましては、本予算で不足いたします財源を7億9,000万円繰り入れるものでございます。地方交付税の見込額の大幅な減などによりまして、財源を同基金に求めるものでございます。

続く、4目の減債基金の繰入金におきましては、公債費元金の償還の財源の一部といたしまして、8,100万円を計上したものでございます。12目のふるさと応援寄附金基金繰入金につきましては、ふるさと応援寄附金としていただきました指定寄附金を社会福祉施設の改修事業の財源に充てるために、1億4,000万円の繰入金を行うものでございます。

続く、19款1項1目の繰越金、前年度繰越金といたしまして、3,000万円を前年度並みとして計上したものでございます。

以上でございます。

○税務課長（藤井光利君） 20款1項1目延滞金でございます。240万円を計上させていただきました。これにつきましては、町税の滞納に伴う延滞金を計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 2項1目の町預金利子につきましては、予算を置かせていただきました。

○産業課長（平松孝浩君） ページをおめくりいただきまして、3項の1目農林水産業費受託事業収入では、本年度123万3,000円の予算でございます。1節につきましては農業者年金の事務受託金、2節につきましては土地改良区の事務受託金、3節につきましては農地中間管理事業の事務受託金でございます。

以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 2目総務費の受託事業収入には、1,200万円を計上いたしております。木曾岬干拓地の排水機場の運転管理作業の受託業務を三重県より受け入れるものでございます。前年度との減額要因につきましては、干拓地の工業用地の分譲によりまして、わんぱく原っぱの維持管理費が減額となったものでございます。

以上でございます。

○建設課長（内山幸治君） 3目土木費受託事業収入、607万6,000円を計上するものでございます。国土交通省から受託しております木曾川堤防の除草等の清掃事業に関する委託収入でございます。また、大幅に1,500万ほど減額になっておりますが、昨年度は水資源機構から雁ヶ地・福崎線への用水管布設事業の受託分がございましたが、それがなくなったということで大幅な減となっております。

以上です。

○税務課長（藤井光利君） 4項2目弁償金でございます。税務課所管といたしましては、説明欄の原動機付自転車標識亡失弁償金ということで、頭出しの1,000円を計上させていただいたものでございます。

○危機管理課長（小島裕紹君） 5目雑入では、1,631万6,000円を計上しております。1節団体支出金につきましては、消防団員等公務災害補償等共済基金からの退職消防団員への報償金を計上しているものでございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 3節の雑入でございます。総務政策課の所管といたしましては、2段目の自治宝くじの収入配分金といたしまして、三重県市町村振興協会よりオータムジャンボ配分金の300万円の交付金、また、39ページをお願いいたします。末尾から3行目の600万円につきましては市町村職員互助会の公益事業助成金で、ふれあい広場などに係ります事業支援を受け入れるものを見込んだものでございます。

以上でございます。

○産業課長（平松孝浩君） 次に、産業課所管分といたしまして、37ページの1番下の雑収入のうち、20万8,000円につきましては、木祖村夏祭りの出展による売上金、そして、次ページ、上から3項目めになりますが、ふれあい農園利用料で30区画分18万円の利用料、そして、さらに3つ下の電気使用料につきましては、見入多目的の電気代、こちらは2,000円でございますが、敷地内にNTTが公衆電話を設置されましたので、その電気代を受け入れるものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 続いて、21款の町債でございます。1項2目の土木債、4,270万円を計上いたしております。3節の一般単独事業債は、町道補修修繕に係る公適債の500万円、また、4節の公共事業債では、田代・小学校線の避難路整備工事に係る海拔ゼロメートル地帯の避難対策事業として3,770万円でございます。

3目の総務債では、1億2,990万円を計上でございます。1節の臨時財政対策債は、国の制度改正で生じた補助金、交付金などの減額影響額を補填として受けるものでございます。3節の一般単独事業債、防災行政無線移動局のデジタル化更新工事に係る緊急防災・減災事業費の3,990万円でございます。5目の農林水産事業債では、湛水防除事業の負担金の財源といたしまして、3,600万円を地方債に求めるものでございます。

以上が歳入予算の説明でございます。

○委員長（服部英二夫君） 事務当局の説明が続いておりますが、ここでお昼の休憩いたします。1時半から始めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

午後 0時 0分休憩

午後 1時30分再開

○委員長（服部英二夫君） それでは、休憩を解き、委員会に戻します。

42、43の歳出のほうからお願いします。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 一般会計の歳出の説明を行う前に、午前中に御質問いただきました議案第13号の印鑑登録証明に関する条例の一部改正、これに伴って成年被後見人の言葉に対して、他の条例の関連はどうかという御質問いただいておりますので、これに対して調べたことだけ御報告させていただきたいと思います。

まず、被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行ということでございまして、その法律に変わったことによって、それぞれの地方公務員法であったり、今回の印鑑証明登録事務要領とかが変わったということで、私どもの改正につきましては、昨年9月の議会におきまして、木曾岬町職員の給与に関する条例の一部改正並びに木曾岬町職員の旅費に関する条例の一部改正につきましては、既に関連法令によりまして公務員法の一部が改正されたということで、改正がもう終わっております。

このたびにつきましては、元の法律の改正に伴いまして、印鑑登録証明事務処理要領が変わったということで今回の提出をさせていただいたと思います。そして、このほかに町の条例の中でどのような形のものが該当するのかということで調べてまいりますと、条例におきましては木曾岬町の表彰条例、ここの特別待遇の停止の第9条に被後見人及び被補佐人ということが、さらに、木曾岬町の長寿者褒賞条例、この第6条の欠落条項の中に被後見人及び被補佐人という言葉がございますが、これらの条例につきましては、町の独自の条例でございますので、国から流れてくるものではございません。

したがって、これらの条例の改正が必要かどうかにつきましては、今後、これらの

条例の内容を見させていただきまして、必要に応じて検討し、必要な場合、提出させていただきたいと思います。

それでは、議案の第17号の歳出のほうから説明させていただきたいと思います。

それでは、歳出の事項別明細におきまして説明させていただきますが、まず、令和2年度の歳出予算につきまして、全体的なことだけお話をさせていただきます。

昨年3月に地方自治法施行規則の一部を改正する総務省令が公告されましたことによりまして、令和2年4月1日からの歳出科目の28節のうち7節の賃金が廃止となり、8節以降の節番号を繰上げておりますことを最初に申し添えます。これにつきましては、一般会計、特別会計共通でございますので、よろしく願いいたします。

それでは、各所管課長より説明させていただきます。

○議会事務局長（白木 悟君） それでは、44ページ、45ページをお願いいたします。

1款1目議会費では、本年度予算額5,865万4,000円としております。増額要因といたしましては、職員人件費が152万2,000円ほどの増額要因でございます。議会費といたしましては、報酬から共済におきまして、議員8名、事務局職員2名の人件費関係の予算配置をしており、旅費におきましては、研修旅費、調査旅費を合わせて人件費関係の予算を配置しているところでございます。あと、研修旅費、調査旅費、合わせて68万4,000円を、議長交際費として20万円を見込んでおります。需用費においては、印刷製本費では、年4回発行の議会だより印刷代約111万5,000円を見込んでおります。

ページ、めくっていただきまして、委託料におきましては、保守委託料で車椅子エレベーター保守料30万8,000円、定例会及び委員会の会議録作成費77万円を見込んでおります。負担金、補助及び交付金関係におきましては、町村議会議長会、北勢5町議会議長会、また、政務活動費の経費を見込んでおります。他の費目につきましては、前年並みの予算を配置しておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 48、49ページをお願いいたします。

2款の総務費、1項の総務管理費、1目の一般管理費でございますが、本年度予算額は1億9,738万円でございます。対前年と比べ主な減額の要因は、人件費の対象人員の減やシステム使用料などの減によるものでございます。この科目では、行政事務全般の管理経費や共通経費などを計上したものでございます。

新たなものにつきまして申し上げます。1節の報酬でございますが、会計年度任用職員として、2名分の報酬を新たに計上させていただきました。これは同制度の施行による組替えでございます。従来、補助員賃金で支出しておりましたが、この組替えにより報酬に計上したものでございます。2節の給料から4節共済費までにつきましては、特別職が2名並びに総務政策課、危機管理課、出納室の一般職員、会計年度任用職員並びに新規採用

の職員、合わせまして14名の人件費のほか、宿・日直手当や互助会納付金、共済組合負担金などがございます。

ページをおめくりいただきまして、52、53ページまでお願いいたします。

7節の報償費でございますが、ふるさと納税を令和2年度につきましては5,000万円と見込みましたので、その返礼品として3割の1,500万円、また、11節の役務費には、ふるさと納税返礼品の送料代588万円のほか切手代など合わせて、通信費として606万円を計上するものでございます。他につきましては、説明欄の記載のとおりでございます。

以上でございます。

○**議会事務局長（白木 悟君）** 56ページをお願いいたします。

文書広報費におきまして、本年度予算額371万3,000円としてございます。この科目におきましては、主に広報きそさきの作成料を計上しており、需用費では、町広報紙2,200部、昨年度より2ページ減らしまして約20ページとして、339万3,000円を計上しております。前年度より40万1,000円の減額としております。また、委託料におきましては、シルバー人材センターによる配布委託料として、9万4,400円を計上し、配布時間の見直しにより1万2,000円の増額となっております。

以上でございます。

○**会計管理者（服部孝龍君）** 4目の会計管理費では、82万円を計上しております。まず、10節の需用費の中では、決算書等の印刷製本費が主なものでございます。11節の役務費では、町から支払いを受けた各種委員の源泉徴収票の郵送料や公金の郵便振替手数料になります。

以上でございます。

○**総務政策課長（伊藤啓二君）** 5目の財産管理費、9,691万2,000円の計上でございます。主な増額の要因につきましては、ふるさと応援寄附金の積立金の増額によるものでございます。この財産管理費の科目におきましては、町が保有する財産及び物品の維持管理に要する経費を計上いたしております。前年度と変わるところにつきましては、まず、10節の需用費の光熱水費、前年度予算額と比べまして、132万7,000円の減額となっております。デマンド対策によります光熱水費の効果を見込んだものでございます。12節の役務費でございますが、この保守委託料は、庁舎管理に係る空調設備や自動ドアなどの各施設の保守業務の委託費用を計上しました。

また、59ページをおめくりいただきまして、庁舎管理の委託料1,237万6,000円、庁舎の一般廃棄物の処理費、また、樹木の剪定・除草作業のほか、庁舎の環境衛生管理業務といたしまして見込んだものでございます。13節の使用料でございますが、公用車のリース代のほか、新たにデマンド監視装置の使用料を10万5,000円計上したものでございます。24節の積立金でございますが、総額が5,672万6,000円で

ございまして、保有する基金の利息やふるさと納税の寄附金などを基金に積み立てるもの
でございまして、先ほども申しましたとおり、ふるさと応援寄附金の積立金の実績の見込
みによりまして、昨年より3,000万円の増額となっております。ほかにつきましては、
説明欄記載のとおりでございます。

次に、6目の企画費でございます。本年度1,589万6,000円の計上ございま
す。昨年に比べまして主な減額の要因は、地方創生事業の人材育成事業が補助事業の完了
によるものでございます。この科目では、町の特定課題の対策や総合企画業務、また、各
課の事業調整に要する経費などを計上しております。

この科目で大きく変わりますのは、61ページをお願いいたします。12節の委託料で
ございますが、この中の業務委託料168万3,000円は、地方創生事業の第1期を検
証し、第2期を計画するための業務策定委託料としまして計上いたしました。また、計画
策定業務の654万5,000円は、国土強靱化地域の計画策定委託料を新たに計上した
ものでございます。国土強靱化地域計画の策定でございますが、昨年に内閣府から示され
たものでございまして、いかなる大規模災害が発生しても人命のほうを最大限凶られ、様々
な重要機能が機能不全に陥らずに迅速な復興を可能にするための地域づくりの計画でござ
いまして、地方公共団体が管理します行政財産全てにわたりまして検証を行い、災害のリ
スクを最小限にとどめるための強化計画を策定するものでございまして、この計画の策定
が各種事業の補助金に優先されるということから、新たに策定を行うものでございます。
その他経費につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

続きまして、62、63ページをお願いいたします。

7目の木曾岬干拓事業推進費でございます。本年度1,289万1,000円の計上で
ございます。減額の要因につきましては、木曾岬干拓地のわんぱく原っぱの維持管理費が
工業用地の分譲によりましてなくなったことによるものでございます。この科目につきま
しては、干拓地の土地利用、保全、管理に要する経費を計上しておりまして、内訳につ
きましては、説明欄の記載のとおりでございます。

以上でございます。

○住民課長（山田克己君） 次に、9目消費者行政費では、本年度9万4,000円でご
ざいます。消費者行政に係る経費を計上しており、主に啓発費でございます。

以上でございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 10目の諸費、412万8,000円の予算を計上いた
しました。この科目では、区長会や行政相談、公平委員会などの経費を計上したもので
ございます。主な変更内容でございますが、7節の報償費の310万6,000円、行政調
査員の報償費といたしまして、いわゆる区長さんへの報奨でございます。令和2年度から
会計年度職員任用制度の施行によりまして、区長の身分につきましては特別職の非常勤の
職員から、このたび有償ボランティアに変更したことから、報償費として計上するもので

ございます。

65ページをお願いいたします。

18節の負担金、補助でありますが、末尾の補助金29万4,000円でございます。第2栄自治会から要望を受けているエアコン設置に対する補助金額を新たに計上したものでございます。他につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

以上です。

○危機管理課長（小島裕紹君） 12目高度情報処理対策費につきましては、6,644万7,000円を計上しております。この科目では、総合行政情報処理等に係る経費といたしまして、説明欄に記載のとおり、通信回線使用料やシステムの使用料、保守点検委託料など、平年経費を計上しているものでございますが、増額となった主な要因といたしましては、17節の備品購入費におきまして、各課職員が使用しております内部情報系端末25台を更新するための購入費用を計上していることによるものでございます。その他につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

ページをおめくりいただきまして、13目交通安全対策費につきましては、83万6,000円を計上しております。交通安全の啓発活動に関する経費で、詳細につきましては説明欄記載のとおりでございます。

14目自主運行バス運行事業費につきましては、4,372万6,000円を計上しております。自主運行バス事業の運行経費を計上している科目でございまして、運転管理委託料や、令和2年度から通常運行に使用いたします車両3台をリースにより更新することに伴う車借上料が主なものとなっております。このほかに、地域BWAを活用いたしましたバスロケーションシステムに係る経費を新規に計上いたしております。

また、次ページの負担金につきましては、三重県で進められております公共交通ネットワーク見える化計画、この計画に参加するための負担金を計上してございまして、これに参画することにより、時刻表や運行経路、運賃、乗り継ぎ情報など、当町の自主運行バスに係る情報が一般の検索サイトやアプリで検索、確認ができるようになるというものでございます。その他につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

続く、16目防犯対策費につきましては、1,496万1,000円を計上いたしております。年末夜警に要する消防団員の出動報酬や安全灯の修繕及び電気代、地域防犯活動への補助金など、防犯関係の経費を計上している科目でございます。本年度増額となった主な要因といたしましては、地域BWAを活用いたしました子ども・高齢者見守りシステムに係る経費を、光熱水費、通信運搬費、使用料、それぞれの科目で新たに計上していることによるものでございます。その他詳細につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

続く、18目地域BWA事業費につきましては、719万4,000円を計上いたしております。令和2年度から開始となります地域BWAに係ります町内に4か所設置されて

いる基地局、こちらの維持管理経費相当分の運用負担金を計上しているものでございます。
以上です。

○**税務課長（藤井光利君）** めくっていただきまして、70ページを御覧ください。

2項1目税務総務費でございます。4,381万9,000円を計上させていただいております。ここの科目につきましては、正職員5名、それから会計年度任用職員1名分の人件費と、それから、めくっていただきまして、73ページを御覧ください。負担金、補助及び交付金のところで、真ん中のところ、軽自動車等共同事務協議会負担金、これにつきましては、県内29市町が軽自動車の登録状況について共同事務を行っている協議会の負担金というものが主なものでございます。

続きまして、2目賦課徴収費でございます。この科目につきましては、町税の賦課及び徴収に係る経費を計上しているものですが、めくっていただきまして、75ページ、22節償還金、利子及び割引料のところですが、ここに毎年度、過誤納付還付金ということで、例年500万円程度の予算を計上させていただいておりましたが、令和2年度につきましては、木曾岬メガソーラーの令和元年中の中間申告に伴う納付額を還付する必要があるということもありましたので、そのための金額1億7,800万円を含め1億8,300万円ということで、この科目に予算を置かせてもらったものでございます。

以上でございます。

○**住民課長（山田克己君）** 次に、3項1目戸籍住民基本台帳費では、本年度2,994万1,000円でございます。この科目では、戸籍や住民基本台帳などの窓口業務や個人番号カードの交付事務に係る経費を計上しており、主なものは職員1名分、任用職員1名分の人件費、また、委託料では、各種電算システムの保守及びサポート料などがございます。

なお、77ページの一番下の12節の委託料のシステム等改修委託料の642万4,000円は増額予算となるもので、これは戸籍法の一部が改正されたことに伴い、今後、マイナンバーを利用することにより行政手続における戸籍謄・抄本の添付省略ができるようにすることや、本籍地以外での戸籍謄・抄本の発行を可能とすることなどの電算システムの改修費で、令和5年度中の開始に向けて進められるものでございます。国の補助金につきましては10分の10の補助金が充当されますが、当初予算編成後に決定されたことから、次の補正予算にて計上させていただきますので、よろしく願いいたします。

また、戸籍住民基本台帳の全体予算額が減額となっているのは、前年度に証明書等コンビニ交付サービスシステム委託料などが減額となったことなどによるものでございます。その他の内容につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

以上でございます。

○**総務政策課長（伊藤啓二君）** 4項の選挙費、1目選挙管理委員会費でございますが、71万4,000円の計上でございます。この科目では、選挙管理委員会の運営に要する

経費を計上いたしまして、選挙管理委員会委員の4名の報酬並びに年4回行います定時登録の電算委託料などを計上したものでございます。

80、81ページをお願いいたします。

2目の選挙啓発費、選挙制度の啓発や普及活動といたしまして、2万5,000円を計上いたしました。

5目の町長・町議会議員選挙費、令和3年4月に執行予定の同選挙の準備経費といたしまして、80万8,000円を計上したものでございます。

以上でございます。

○危機管理課長（小島裕紹君） 5項2目指定統計調査費につきましては、263万7,000円で、説明欄記載のとおり、7つの指定統計調査に対する経費を計上いたしております。令和2年度におきましては、5年に1度の国勢調査が実施されますので、例年と比べましてその分が増額となっているものでございます。

以上です。

○議会事務局長（白木 悟君） 6項1目監査委員会費、本年度予算額413万9,000円としてございます。この目では、例年同様、監査委員2名の報酬のほか、年度中に執行を予定する例月検査、決算監査、定期監査等に要する経費、また、例年、津で行われます監査委員の研修における旅費、また、監査事務補助員の配置における委託料経費などを計上しており、委託料の事務委託においては、補助員賃金、補助員の時間単価見直しによる67万7,000円の増額となっております。

以上でございます。

○産業課長（平松孝浩君） ページを、132、133ページへお願いします。

5款の農林水産業費、1項1目農業委員会費、本年度予算189万9,000円でございます。この科目は農業委員会の運営経費を計上したもので、増額の要因は、本年度、農業委員会の改選に伴うもので、1節の報酬では、農業委員会委員9名、農地利用最適化推進員5名の委員報酬と、本年度につきましては、農業委員会委員候補者等選考委員会委員3名の委員報酬を計上しております。需用費では、新しい委員さんへの業務必携や活動記録セットなど、新たに購入する予算を計上させていただいております。その他は説明欄記載のとおりでございます。

2目の農業総務費は、本年度予算額3,287万5,000円で、この科目は、農業行政全般に係る共通経費を計上したもので、職員3名分の人件費と共通事務費を計上しております。

ページをおめくりいただき、主な増額要因といたしましては、135ページの最下欄にございます24節の積立金472万8,000円でございます。内訳として、みえ森と緑の県民税市町の交付金基金の積立金、そして、ページをめくっていただき、森林環境譲与税の基金積立金になります。それぞれの基金の利用目的に合った施策の財源として積立て

を行うものでございます。

次に、3目の農業振興費は、本年度予算額477万3,000円でございます。この科目は農業振興のための普及事業や農地の利用集積に係る費用を計上しております。主な減額要因といたしましては、農業振興地域整備計画、計画図定期変更業務が昨年度で完了したことと、農地中間管理事業の経営転換協力金が段階的に縮減されたことから、減額予算となっております。3節職員手当から13節の使用料及び賃借料までは説明欄記載のとおり、例年必要となる予算を計上させていただいております。

ページをおめくりいただきまして、負担金、補助及び交付金では、各農業団体への補助金を前年度と同額で計上しております。また、下から3項目めの認定農業者特別融資制度資金補給金や経営所得安定対策等推進事業補助金などは、例年の予算を計上しております。

また、農地中間管理事業費補助金につきましては、農地中間管理機構を利用し農地を預けた場合の経営転換協力金でございます。その他は説明欄記載のとおりでございます。

4目の需給調整推進対策事業費は、本年度予算額は1,106万2,000円でございます。この科目は、米の需給調整や農地の集積、集約の推進に係る町単独事業の経費を計上したものでございます。主な増額要因といたしましては、委託料の440万円で、需給調整の水田管理や転作作物の管理等を行うシステムで、現在利用しているシステムの保守が終了することから、新たなシステムを導入するものでございます。

また、減額の要因といたしましては、負担金、補助及び交付金で、町の単独事業を行っております農地集積・集約化支援事業補助金261万7,000円で、国の農地中間管理事業の補助額が1反3万5,000円から1反1万5,000円に段階的に縮減されたことに伴い、当該単独事業も単価の見直しを行い、減額しているものでございます。その他は説明欄記載のとおりでございます。

次に、5目の農業者年金費では、本年度予算額5万5,000円でございます。農業者年金の普及啓発に係るリーフレット等の作成費や郵送代を計上したものでございます。

次に、6目の地域農政推進対策事業費では、本年度予算額23万3,000円で、この科目は、地域農政の推進に要する経費を計上したもので、農地情報システムの保守料や機器使用料、農業教育支援の委託料でございます。

以上でございます。

○建設課長（内山幸治君） 7目農業集落排水事業費、4,560万を計上するものでございます。農業集落排水事業特別会計の補填財源でございます。前年度に比べ1,340万の減額となります。その主な理由といたしましては、下水道使用料の改正が4月1日から行われるということで使用料等を見込んだものと、一方で、歳出のほうにおきましては、公債費の償還ピークが過ぎたことによるものでございます。

以上です。

○産業課長（平松孝浩君） 8目の産業文化祭費は、本年度予算額380万円で、前年度

と同額での補助金を計上させていただいております。

2項1目の農地総務費は、本年度予算額1,149万5,000円で、農地行政全般にわたる共通経費を計上したもので、主な減額要因は、職員2名分の人件費が昨年の人事異動により見直されたものでございます。その他につきましては、次ページにわたり、説明欄記載のとおりでございます。

次に、2目の土地改良費では、本年度予算額2,485万4,000円で、この科目では、多面的機能支払事業や地籍調査事業に要する費用を計上しております。

145ページの委託料では、地籍調査事業委託料1,034万円で、この内訳といたしまして、地籍調査事業では548万円で、近江島地区、上和泉地区を計画しております。

また、認証事務では、486万円で、加路戸・見入地区の平成26、27年度調査分と、近江島・上和泉地区の令和元年度で調査した分を計画しており、令和2年度をもって認証業務の遅延は解消することになります。負担金、補助及び交付金につきましては、多面的機能支払事業負担金1,382万6,000円で、町内16地区と1組織で取り組んでおります農地の維持、向上に係る本年度の必要となる事業費でございます。その他は説明欄記載のとおりでございます。

3目の湛水防除費では、本年度予算額5,806万1,000円で、この科目、県営湛水防除事業に要する経費や排水機維持管理補助に要する経費を計上しております。役務費では、排水機場の集中管理システムの専用回線使用料、負担金、補助及び交付金では、県営湛水防除事業の負担金、木曾岬2期地区で、川先排水機場の改修工事の町負担分4,120万円につきましては、排水ポンプ、電気設備等の工事を計画しております。その下の木曾岬町土地改良区への排水機場管理補助につきましては1,550万円で、昨年と同額を計上しております。

4目の地域用水機能増進事業費では、本年度予算額355万円で、この科目、水環境整備事業で整備したポケットパーク、遊歩道などの維持管理経費を計上しております。事業費の光熱水費では発生源対策のポンプの電気代、委託料では中央幹線排水路沿いの遊歩道やポケットパーク3か所の除草、樹木の剪定など、維持管理経費でございます。

ページをめくっていただき、3項の1目水産業振興費では、本年度予算額119万3,000円でございます。水産業振興のための予算で、負担金、補助及び交付金で、漁業協同組合と養鰻組合への補助金でございます。

次に、6款商工費、1項2目の商工振興費では、予算現額438万円で、商工会運営補助金は昨年と同額でございます。また、商工近代化施設資金補助金は、実績からの見込みで、昨年より減額をさせていただいております。

次に、3目の観光費では、本年度予算額1,199万円で、この科目、町の観光資源であります鍋田川堤桜並木の消毒や剪定・伐採作業のほか、町観光協会への補助金、また、木曾川の最上流の木祖村との交流事業を本年度から所管課を変更し、観光交流事業として、

必要な予算を計上しております。職員手当等は、木祖村の交流事業に伴う職員の時間外手当、委託料では、ページをおめくりいただき、148、149ページですが、鍋田川桜堤防管理委託料では、桜並木の消毒、剪定、伐採、清掃処分などに要する業務委託です。使用料及び賃借料の車借上料や通行料、また、15節の原材料費は、木祖村との交流事業に要する経費を計上しております。負担金、補助及び交付金では、説明欄最下段にございます町観光協会補助金で、昨年と同額を計上しております。

以上でございます。

○建設課長（内山幸治君） ページをおめくりいただきまして、150ページ、151ページでございます。

7款土木費、1項1目土木総務費、1,278万7,000円を計上するものでございます。職員1名分の給料、人件費のほか、事務費全般を計上する科目でございます。10節需用費におきましては、積算図書の購入や公用車の車検費用、使用料及び賃貸借料では、積算システムや単価データの使用料、ページ、めくっていただきまして、18節負担金、補助及び交付金では、各種団体の負担金を計上してございます。

次、2項1目道路橋梁維持費におきましては、6,092万3,000円でございます。道路橋梁に係る点検なども含めた維持補修費用の全般の科目を計上したものでございます。12節委託料では、1,811万1,000円で計上してございまして、法定点検である橋梁30橋分の点検費用や、町道鍋田川線の路面清掃業務や町道の除草、街路樹の剪定、樹木の伐採、冬場の雪氷対策等に要する費用を計上してございます。

なお、鍋田川線の路面清掃業務におきましては、昨年度まで工事請負費で計上しておったんですが、内容としては委託料のほうが適切だろうということで、本年度から科目変更してございます。また、一方で、委託料において1,000万の減額になってございます。昨年は橋梁長寿命化修繕計画、約800万ほど見込んでおったんですが、その分が減額になってございます。

次、工事請負費でございます。整備工事、修繕工事として、カーブミラーの設置や区画線の塗り直しなど、交通安全に資する工事を、舗装等修繕工事におきましては、鍋田川線、田代・小学校線、富田子間崎線の舗装修繕工事を予定してございます。これは昨年度に比べて880万ほど増額となっております。

また、橋梁維持費、補修費とで、損傷の著しい3橋の補修を予定してございます。これは来年度新規でございます。

ページ、おめくりいただきまして、負担金、補助及び交付金、37万6,000円でございますが、これは県道に設置されています照明灯93基の電気代相当分を地元自治会へ負担しているものでございます。

次、2目道路新設改良費におきましては、1億576万円を計上するものでございます。建設課職員2名分の給料などの人件費や事務費を計上するほか、主なものといたしまして

は、工事請負費におきまして、田代・小学校線整備に係る費用を計上してございます。その他は説明欄記載のとおりでございます。

ページをめくっていただきまして、3項1目河川総務費、699万3,000円でございます。主なものといたしましては、委託料におきまして、国土交通省から受託しております木曾川の堤防除草費用や、負担金、補助及び交付金では、説明欄記載の同盟会の負担金を計上してございます。

説明は以上です。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 158、159ページをお願いいたします。

4項1目の都市計画総務費、28万8,000円を計上いたしました。前年度に比べて減額となっておりますのは、前年度に用途地域の変更業務が完了しておりますので、その分が減額となっております。内訳につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

以上です。

○建設課長（内山幸治君） 2目都市下水道費、120万円でございます。都市下水道の除草作業や維持、修繕等に係る費用を計上しておるものでございます。3目公共下水道費、2億1,914万円でございます。これは公共下水道事業特別会計への補填財源でございます。減額要因におきましては、下水道料金の改正に伴う収入増を見込んだものでございます。

5項1目住宅管理費、600万4,000円でございます。住宅関係の事務費を計上している科目で、委託料では、本年度、新たに空家等対策計画の作成費を計上してございます。この空家等対策計画におきましては、本年度、R元年度、空き家の実態調査を行い、空き家の所有者と想定される方に今後の利用計画等についてアンケート調査を実施しているところでございます。町内には空き家と想定される建物は現在のところ約90戸想定してございます。

この結果を踏まえまして、新年度におきましては、空き家がこれ以上増えないような対策、いわゆる予防、既に空き家になっている建物をコミュニティーなどの地域活動の拠点や新たな居住者への紹介など、空き家バンクと言われるもの、もしくは老朽化等により、保存していくことにより周辺への影響が大きい家屋等の除却、もしくはその後の跡地利用など、空き家等に関する総合的な対策を検討する業務でございます。

次に、負担金、補助及び交付金では、木造住宅の耐震工事、補強設計に係るもので、それぞれ1件ずつ計上してございます。

説明は以上です。

○危機管理課長（小島裕紹君） ページ、おめくりいただきまして、8款消防費、1項1目常備消防費につきましては、9,159万7,000円を計上いたしております。桑名市に消防事務を委託するための経費でございまして、本年度、増額となった要因といたしましては、本部経費、長島木曾岬分署経費、それぞれにおける人件費の増及び長島木曾岬

分署におきまして、老朽化に伴うテレビ鉄塔の撤去工事が検討されていることによるものでございます。

続く、2目の非常備消防費につきましては、1,268万2,000円を計上いたしております。消防団の活動経費を計上している科目でございますが、例年同様、説明欄記載のとおり項目に対する支出でございますが、増額となった主な要因といたしましては、これまで消耗品で計上しておりました活動服の購入、こちらを備品購入費で新たに計上し直しまして、かつ、消防団の活動服が新基準のものに変更するための費用、こちらを計上していることによるためでございます。

ページをおめくりいただきまして、3目の消防施設費、こちらにつきましては、583万6,000円を計上いたしております。消火栓や消防団員用の資機材、こういった消防施設の整備、維持管理などに要する経費で、内容につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

なお、減額の要因といたしましては、令和2年度におきまして新たな消火栓等の工事を行わないという方針決定をしたことによりまして、例年計上されております水道会計の負担金が計上されていないことによるものでございます。

続く、4目の水防費につきましては、552万7,000円を計上いたしております。水防活動に要する経費で、主に加路戸水防倉庫の電気代、水防演習用の消耗品等を計上しているものでございます。増額となった要因といたしましては、令和2年5月に木曾三川連合総合水防演習、この開催が予定されておきまして、こちらのほうに木曾岬町水防団として参加するための費用を計上しているほか、次ページの17節備品購入費におきまして、危機管理課で所管いたします現公用車の使用年数が20年を超えていることから、新たな車両を購入するための費用を計上しているためでございます。

続く、5目災害対策費につきましては、5,833万6,000円を計上いたしております。平成28年度から配置いたしております防災指導員に係る経費や災害用の非常食及び防災備蓄品の購入経費など、災害対応に関する経費を計上している科目でございます。増額となった要因といたしましては、次ページ以降に記載のあります委託料におきまして、防災ガイドブックの翻訳に係る費用を計上しているほか、工事請負費におきまして、防災行政無線移動系無線機を新規のものに更新するための費用を計上していることによるものでございます。

また、地域BWAに係る費用といたしまして、役務費におきまして、浸水予測水位確認サービスに係る通信回線費用を計上し、また、使用料及び賃借料におきまして、指定避難所9か所に整備いたしましたWi-Fiの利用料も計上いたしておることによるものでございます。その他につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

○総務政策課長（伊藤啓二君） ページを、206、207ページまでお願いいたします。

10款1項の公債費、1目の元金でございますが、本年度予算額は2億1,277万8,

000円でございます。60件分の起債元金の償還金を計上したものでございます。平成28年度に借りました庁舎の建設債及び29年度の借入れの避難タワー、水防センターなどの防災事業の元金償還が始まりましたので、前年度より4,892万円の増額となっております。

2目の利子、本年度1,466万9,000円でございます。地方債62件分の起債利子及び一時借入金の償還金を計上したものでございます。

208、209ページをお願いいたします。

11款1項1目の予備費、本年度331万円とするものでございまして、地方自治法第217条に規定する予備費でございます。

事項別明細の説明は以上でございます。

附属する資料といたしまして、210ページから、給与費の明細書を添付させていただいております。1が特別職で、2が一般職、さらに、213ページまで、関係書類でございます。

続く、214ページから217ページまでが債務負担行為の支出予定額に対する調書でございまして、これまでの債務負担行為を御承認いただいております事業の一覧を掲載したものでございます。

続く、218ページ、地方債に関する調書でございます。

この予算のとおり令和2年度の借入れを行いますと、年度末の地方債の現在高は33億2,751万1,000円になるという見込みのものを表しております。

最後に、平成28年度から新たに規定されました引上げ分の消費税交付金、社会保障財源化の社会保障4経費等の経費充当の調書でございます。

引上げのありました消費税分に係る一定割合を社会保障財源とする規定がなされておりますので、町に交付された交付金の6,600万の財源配分予定表を示したものでございます。各事業に対しましては、比例配分とさせていただきます。

以上が令和2年度の本曾岬町一般会計予算の説明でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（服部英二夫君） 事務当局の説明が終わりました。御質疑のある方は御発言ください。

○委員（鎌田鷹介君） ページ数、30、31ページの16款1項1目の財産貸付収入なんですけれども、これはとまり木のどの範囲の土地を貸し出すのかということと、あと、もともとの土地のタチャさんの借地代については変わっていないのかということが2点目と、あと、今回は何年契約になっているものなのか、この3点をお聞きします。

○総務政策課長（伊藤啓二君） まず、株式会社タチャとの事業定期借地権契約でございますが、3月末をもって10年間の定期借地権の期間が満了となります。したがって、次期10年間の定期借地権契約を新たに契約しようとするものでございます。

このたびの契約に際しましては、既設の今のタチヤの店舗の隣にとまり木がございますが、とまり木の財産につきましては、3月末までにつきましては行政財産として使用させていただいておりますが、これが今現在の計画におきまして、2年度以降、その口の一部を普通財産に管理替えを行いまして、管理替えを行った建物と底地の敷地の部分を合わせまして、今の従来のタチヤの店舗の敷地と合わせて事業定期借地権契約を結ぶものであります。

新たな契約年数は、令和2年から10年間でございます。

また、御質問がございました単価でございますが、現在、月、坪200円で貸付けを行っておりましたが、令和2年4月からにつきましては、それを100円上げまして、月、坪300円として契約し、更新契約を結ぶ予定でございます。

以上でございます。

○委員長（服部英二夫君） ほかに御質疑ございませんか。

○委員（鎌田鷹介君） とまり木の一部と今聞いたんですけど、一部というのはどれぐらいの範囲なんですか、建物を除いての一部になるのか。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 説明が欠けておりましたが、現在、とまり木施設につきましては、平成21年に障がい者施設の機能回復訓練用として建物を建てられて、そして、その後、27年にシルバー人材センターの事務所が増設されました。今回、事業用定期借地権設定をして普通財産として貸付けを行う部分につきましては、当初21年に建設を行いました建物の約64平方分相当分、この部分と、それに伴う敷地の分でございます。

隣の部分のシルバー人材センターにつきましては、適化法の関連から行政財産として残して活用を行ってまいります。

以上です。

○委員長（服部英二夫君） ほかに御質疑ございませんか。

○副委員長（伊藤厚紀君） 65ページの12節委託料、町ホームページ委託料として金額が上がっていますけれども、内容はどんな感じの内容でホームページを作ってもらっているのでしょうか。

○危機管理課長（小島裕紹君） ホームページのメンテのサポート、あと、データセンターの利用料になります。通常の作成は我々職員がやっておるんですけども、大本をサポート、基のシステムのサポート料という形で計上させていただいております。

○副委員長（伊藤厚紀君） ホームページを民間業者に丸投げするみたいなことというのは難しいのでしょうか。作成依頼して、木曾岬町のホームページを作ってもらおうとか、そういうのは難しいのでしょうか。

それがまずホームページ委託料の件で、それから、あと、69ページの18節補助金ということで、地域防犯活動団体補助金というのがずっと変化がない予算づけになっているんですけど、総合計画において5つの団体まで持っていきたいというふうな意向があ

ったかと思うんですけれど、現在、そこまでいっていないと思うんです。やっぱり住民自らがやっていってもらわないといけない、その意識が大切だというふうにお答えを頂いたと思うんですけれど、確かにそのとおりなんですけれど、やっぱり行政の後押しというのが必要だと思うんです、最初のところは。なので、この辺のところの予算づけというのをもうちょっとよくしてあげることが必要かと思いますが、どうでしょう。

○危機管理課長（小島裕紹君） まず、ホームページの民間委託の件でございますけれども、今のホームページのよしあしも含めて、幹部会等でも種々議論させていただいているのは事実でございます。ただ、今現状で、これを全てを民間委託へということの検討はさせていただいていないような状況でございますが、繰り返しになりますけど、現状のままでもいいというふうな解釈はしておりませんので、これをいかにいいホームページにしていくなのかというのは先日の幹部会議でも議論させていただいたところでございますので、今後については、そういったことも含めた上で検討していきたいというふうに考えているところでございます。

もう一点の地域防犯活動団体の話でございますが、確かに委員おっしゃいますように、住民さん自らが団体を起こしていただきたいという思いもありますし、団体の起こし方についても、今やっていただいている青パト以外でもいろんな手法があるというふうに十分理解しておりますし、可能であれば声かけをさせていただきたいというふうに思っています。

ここに計上させていただいております補助金につきましては、既存の団体数掛ける8万円ということで計上させていただいております。1団体につき8万円の補助金が上限という規定がありますので、団体数が増えれば、当然ここの補助金は増額という形にもなってきますし、さらに、私どもといたしましては、例えば今の青パトの団体につきましては、パトランプを消耗品という扱いにさせていただいて、そちらのほうの補填、援助なんかもさせていただいておりますので、これから我々も声をかけていこうとは思っておるんですけれども、出てくる団体さんの趣旨に応じて対応策は考えていきたいなというふうに考えているところです。

以上です。

○副委員長（伊藤厚紀君） それじゃ、最後に、タチヤさんと契約を更新する予定という話なんですけれども、いい感じでは進んでいるんですか、どうなんでしょう。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 事業用定期借地権契約といいますのは、一般に10年以上を区切りとするものですので、この契約については更新は基本的にはないというのが原則ですが、3月末で満了を迎えるものですから、私どもといたしましては、先方のタチヤ側のほうに対しまして、昨年からの建物のことについて今後どうなされますかというような話も含め、また、さらにタチヤ自身が町内の中で非常に有用な店舗として皆さんに活用いただいておりますこともございまして、私どもからは、できれば更新していただくよう

な形の中でお願いをしてきました。

その中で、先方側のほうからは、このたびまた含めて10年の契約更新という意図が示されて、さらには、タチヤ側のほうから、今、お客様方がおいでになることは従業員の駐車場の確保に困っておるといふことと、併せて、従業員のバックヤードとしての事務所にも困っておるので、もしタチヤの隣接するとまり木の施設と一緒に貸していただけるということであるならば2年4月から考えていただけないだろうかという申出を受けまして、私どもは適化法に基づきまして、そのうちの一部について、普通財産に変更して貸すということが可能となりましたことから、タチヤ側につきましては3月2日の時点で公正証書を結ぶための内々の契約書を締結しております。

したがいまして、今年度の末までには公正証書を締結して、令和2年4月から10か年の更新契約を結ぶ。さらには、お借りいただく段階では、近隣の単価評価と合わせまして、もう少し金額については考えていただきたいということから、今の200円から100円増して300円として10年間借りていただくということがおおむね内諾でいただいております。

以上です。

○委員長（服部英二夫君） ほかにご質疑ございませんか。

○委員（三輪一雅君） とまり木の件なんですけど、先ほどの説明の話でいくと、駐車場の部分も含めて、建物と併せて貸すという感じなんです。あの建物自体が、今、話を聞いていて突発的に思ったことなんですけど、条例か何かで使うこと自体を取決め、建物の使い方なんかを取決めているようなことがあったような気もするんですけど、それは問題なかったのか。ないならいいんですけど、あるのかどうか一遍確認したいのと、それから、併せて、68、69ページ、2款1項16目の防犯対策費で、需用費の光熱水費のところ、説明でBWAの関係で、見守りなどに使うために光熱水費が昨年より上がっているというような説明があったんですけど、どういう意味なのかなと思って。光熱水費と見守りと、そこに何の意味があるのかということと、それから、その下の使用料で、システム使用料金410万3,000円、これが今回上がっているんですけど、これがどういうものなのかというのをお聞きしたい。

それから、ページ、162、163、8款1項1目常備消防費の中で、今回の委託料の増の理由というのが人件費と、それから、アンテナか何かの工事が含まれてアップしているということなんですけど、人件費と工事の関係の内訳はどういうふうな形になっているかというのを教えてください。

それから、ページ、166、167、4目の水防費で、備品購入費が上がってくるんですけど、次のページなのか、439万6,000円の公用車の購入費があって、これ、意外と金額が張るんですけど、どういふような車両を買われるのかというのを教えてください。

それと、次のページ、168、169、5目の災害対策費の中の14節の工事請負費のところ、防災行政無線のデジタル化更新をするということで、3,993万円上がっているんですけど、これがずっと新しくしてきた中で、またここに来てデジタル更新が出てきたんですけど、何をまたやるのかというのを、新たな工事を更新するんだらうですけど、内容もまたもうちょっと詳しく教えてください。

以上です。

○総務政策課長（伊藤啓二君） まず、先ほどから御質問いただいていますとまり木の普通財産として貸し付けることに対しても条例的な中の整合性というお話なんですけど、私どもで調べさせていただいておる中で、今の現行の私どもの町の条例において、これは抵触するというについては確認はしておりません。

ただし、やはりこれを第三者に貸すということに対しては、いわゆる行政財産から普通財産に管理替えを行った後に、そして、先方との貸付契約を行う前の貸付申請を提出するということが必要になってまいりますので、自治法上の中で、その確認を調べましたところ、あえて財産の組替えに関しましては、議会等の承認ではなしに、自治法で定めておる中では、必要において所管課との協議で済ませて手続を行えばよしということで確認させてもらいましたので、担当する福祉健康課のほうとは3月中旬に管理替え財産に対する協議は終えております。

そうした上で、3月2日でございましたけれども、タチャ側のほうから貸付申請書の提出が出てまいりました。これによりまして、契約書のほうの取り交わしと、3月末までに公正証書の取り交わしを予定しております。

以上です。

○危機管理課長（小島裕紹君） まず、1点目の68ページ、防犯対策費の光熱水費の内容でございまして、BWAとの関係ですけれども、こちらで記載させていただいておりますのは、電気代になります。電気代といいますのは、子ども・高齢者見守りサービスを使用するに当たりまして、町内の電柱にセンサー等を設置させていただいておりまして、そこに供給するための電気の電気代という形の計上となっております。電気代につきましては、内数で132万1,000円を見込んでおるところでございまして。

システム使用料でございまして、こちらに関しまして詳細でございまして、こちらにもBWAの見守りの防犯システム、このシステムを作動させるための使用料という形になります。こちらに関しまして、子ども・高齢者見守りサービスで、センサーと発信機等々のシステム、こちらのシステムを使用するための費用ということで、410万3,000円を計上させていただいております。

ページ、飛びまして、162、163ページの常備消防費の委託料の内訳ということでございまして、まず、本部消防費につきましては、全体の予算が示されたうちの2.92%が木曾岬町だということなので、具体的に木曾岬町の2.92%分でどれだけの前年度比

があったかという資料は持ち合わせておりませんが、分署経費のほうで行きますと、人件費に関しましては、前年度比から比較をいたしますと、給料で約300万、職員手当で約800万円、共済費で約280万円、これだけの増が分署のほうで出たというふうに聞いております。こちらのほうを案分させていただいて、木曾岬町のほうへ請求いただいていると。

また、テレビ鉄塔の撤去分に関しましては、約840万円かかるというふうに聞いておりまして、こちらの分の丸々ではなくて案分の分が木曾岬町のほうへ請求されているというような状況となっております。

続く、水防費の備品購入費で計上させていただきました車両、確かに金額だけを見ると439万6,000円と、通常の車よりも高いということになるわけですが、私ども危機管理課で所有しますこの車両には、現行の車両でもそうなんですけれども、水防に使うためということで赤色灯を設置させていただきます。赤色灯を設置する及び無線機を設置する等のカスタマイズが必要になってくるので、これだけの金額になってしまっているというような状況で御理解いただきたいと思います。

最後でございます。168ページの工事請負費、防災行政無線デジタル化更新工事でございますが、これを詳細に申し上げますと、これまでやってきましたのが、無線室にある本宅、親機のデジタル化、あと、町内10数か所に立っておりますパンザマストのアンテナのデジタル化、そして、戸別受信機の改正ということでございましたが、今回ここで計上させていただきましたのは、防災行政無線のいわゆる移動系と言われているもので、簡単に言いますと、形状としては無線機になります。この無線と言いますのは、災害対策本部を設置した際に我々職員がそれぞれ班に分かれまして、その班ごとにその無線機を持って災害時の通信手段に使うというものでございます。こちらに関しましては現状もあるわけですが、総務省さんの規格改定によりまして、今現状使っている無線機の周波数帯、この周波数帯が使用不可になりまして、新たな周波数帯でこの無線機を完備しなければならないというふうになっていまして、その期限が平成34年度ですので、令和4年度までに変えなければならないというものがあまして、これまでも変えなきゃならないことは分かっておったんですけれども、令和4年度まで引き延ばしてきたという経緯はございます。

じゃ、なぜ、今、令和2年度の予算で上がるんだということでございますけれども、総務省の東海総合通信局のほうで木曾岬町に、今回新たな無線機が使う周波数帯、この場所が、木曾岬町の場所はここですよというのが示されたということと、仮に令和3年度以降にこの無線機を変えようとしたときに、令和4年度までに間に合わないという可能性も十分考えられるということ、この2点から、令和2年度での整備が必要になってくるということで考えているところでございます。

防災行政無線の移動系の無線機は木曾岬町の周波数帯だけでの使用になりますので、か

なり秘匿性の高いものになります。このことに関しましては、災害基本法のほうで通信手段として持たなければならないというふうになっておりますので、整備が必要だったということで、今回上げさせていただいております。一旦デジタル化更新工事はここで終了するというふうに見ておりますが、この後、まだ令和2年度ではないんですけれども、無線室にあります親機本体の耐用年数等の関係もありますので、そういったことの更新工事というのは次年度以降も発生する可能性があります、デジタル化に変えるという意味での工事はこれで終わりという形になります。

○委員長（服部英二夫君） ほかによろしいでしょうか。

○委員（三輪一雅君） 今のデジタル化の話ですけど、移動系ということは持って移動させる、車に積んだりいろいろあるのかもしれませんが、それでこの金額になっていきますか。えらい物すごい値段になると思うんですけど、それは何セット買う予定なんですか。

○危機管理課長（小島裕紹君） 台数といたしましては、車載機1台のハンディータイプが9台、全部で10台になります。それと、あと、それを受けるための本部側の機械ということになるんですけど。

○委員（三輪一雅君） もう一回さっきの話なんですけど、今のお話で行くと10台程度子機を買って、親機が1個で、4,000万ぐらいのお金になるわけですね。どこにそんなにお金がかかるんですか。子機自体、そんなにするようなものと思えんのだけど、親機がそんなにすることなんですかね。

普通に、僕もアマチュア無線の免許を持っておるんですけど、10万円も出したら立派なハンディー機が買えるわけで。だけど、多分、今の話で特殊なやつなので高いというのは分かりますよ、それは。

○危機管理課長（小島裕紹君） まず、機器費だけでは、見積りベースですけども、約2,750万という金額になっています。こちらに関しましては、運用管理のノートパソコンですとか、動態監視をするためのシステム、それと、無線装置一式ということで、無線装置が1,300万円ほどしてしまうという部分もあります。そのほか種々それぞれの装置が必要という形にはなってくるんですけども、ハンディータイプの無線機だけでいきますと、1台当たりが今の予算ベースで行きますと約30万円ぐらいという形になっています。車載タイプで行きますと、約70万円という費用がかかるという見積りが上がっています。

○委員（三輪一雅君） 必要性がよく分かんないんですけど、また後で教えてください、もう質問ができないので。

○委員長（服部英二夫君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第21号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計予算についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○総務政策課長補佐（中山重徳君） 議案第21号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計予算の説明を申し上げます。

第1条では、歳入歳出予算の総額を300万円と定め、第2項で、予算の款項の区分と区分ごとの金額を、第1表、歳入歳出予算に定めることを規定するものでございます。

おめくりいただきまして、第1表、歳入歳出予算でございます。

この会計の予算区分と区分ごとの金額を示したものでございます。

歳入は、1款の諸収入から4款の財産収入までの4款と、これに付随した4款において歳入予算を編成したものでございます。歳出は1款の総務費と2款の予備費で編成し、予算の総額は300万円でございます。

歳入の予算総括を割愛し、325、326ページの事項別明細をお願いします。

第1款諸収入、第2款繰越金に、それぞれ必要な予算を置くものでございます。

3款1項の繰入金、1目の一般会計繰入金では、36万8,000円を計上しております。当会計が保有する土地の管理費及び事務に要する経費の財源を町一般会計から受け入れるものでございます。

4款の財産収入、2項1目の財産貸付収入では、263万円を見込んでおります。当会計が管理しております土地、和富地内の1万4,389平方メートルの貸付けに伴う収入でございます。

329、330ページを御覧ください。

歳出でございます。

1款総務費、1項1目財産管理費、282万1,000円でございます。この会計が保有する土地、2万4,991平方メートルに対する管理費を計上いたしました。主なものは、12節委託料、管理する土地の除草費用等でございます。27節の繰出金では、歳入に計上した和富地内の土地貸与による財産貸付収入を一般会計へ繰り出す予算措置を講じたものでございます。

2款の予備費、17万9,000円で、地方自治法に規定するもので、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（服部英二夫君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

それでは、ここで、21号議案までということで、3時まで休憩といたします。

午後 2時43分休憩

午後 3時 0分再開

○委員長（服部英二夫君） 休憩を解き、委員会に戻します。

次に、議案第22号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計予算についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○建設課長補佐（伊藤雅人君） それでは、331ページでございます。

議案第22号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計予算。

令和2年度三重県桑名郡木曾岬町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条では、予算総額を7,400万円と定め、款項の区分ごとの金額を、第1表、歳入歳出予算によるものとするもの。

第2条は、一時借入金の限度額を2,000万円とし、第3条では、予算流用の規定を定めるものでございます。

332ページ、333ページ、第1表の歳入歳出予算でございます。

歳入については5つの款とそれに付随する6つの項、また、歳出については3款3項で予算を編成しております。予算総額は7,400万円で、前年度当初予算の8,500万円から1,100万円の減額予算となっております。

それでは、335ページ、336ページ、歳入の事項別明細書を御覧ください。

1款分担金及び負担金、2項負担金、1目農業集落排水事業負担金は、新規加入者負担金1件分31万6,000円を見込んでおります。

2款使用料及び手数料、1項1目使用料は、本年度予算額2,707万4,000円、対前年比240万円の増額となっており、使用料改定に伴う増収を見込み、計上しております。

2項1目手数料は9,000円、未納者に対する督促手数料でございます。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、本年度4,560万円、本特別会計の補填財源として一般会計から繰り入れるものでございます。

4款1項1目繰越金は、本年度予算額100万円、前年度からの繰越金でございます。

めくっていただき、337、338ページでございます。

5款諸収入、1項預金利子、1目町預金利子では、歳計現金の預金利子1,000円を

計上してございます。

次に、341、342ページ、歳出の事項別明細書でございます。

1款施設費、1項施設管理費、1目事務費、本年度予算額358万3,000円。この科目では、農業集落排水事業に係る事務的経費を計上しており、主な内訳は、会計年度任用職員1名分の人件費、下水道使用料の賦課徴収に係る経費で、そのほかにつきましては、説明欄に記載のとおりでございます。

2目維持管理費は、本年度予算額5,271万5,000円で、農業集落排水4処理区の管路、処理場における運転経費といった維持管理費を計上しております。

主な内容につきましては、需用費では、処理場中継ポンプ30基の電気代や水道使用料といった光熱費で1,111万2,000円、役務費では、処理場の年1回の水質検査手数料や災害共済保険料、委託料では、処理場から搬出する汚泥の運搬費に1,232万円、めくっていただいて、4処理場の保守点検や日常管理業務の委託費として1,584万円などを計上しております。工事請負費は、管路や処理場の修繕工事に340万円、負担金、補助及び交付金では、桑名・員弁広域連合への汚泥の処理負担金として742万8,000円を計上しております。そのほかは説明欄記載のとおりでございます。

2款1項公債費、1目元金、2目利子、合わせて本年度は1,711万6,000円の元利償還金を計上しております。償還のピークを過ぎたことから、前年比1,042万4,000円の減額となっており、このことが当会計全体の予算規模が8,500万円から7,400万円に減少した主な理由でございます。

めくっていただき、345ページ、346ページでございます。

3款1項1目予備費、本年度予算額102万7,000円。予算外の支出または予算超過の支出に充てるものでございます。

次ページの347は給与明細書で、本会計で支弁する人件費の明細となっております。

348、349ページにつきましては、債務負担行為の予定調書でございます。30年から令和2年度までの3か年契約した4処理場の維持管理業務委託における予定額をお示しするものでございます。

最後に、350ページでございます。

本会計で借り入れている地方債の調書となっております。金額は記載のとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（服部英二夫君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第23号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計予算についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○建設課長補佐（伊藤雅人君） それでは、351ページでございます。

議案第23号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計予算。

令和2年度三重県桑名郡木曾岬町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条では、予算総額を3億1,200万円と定め、款項の区分ごとの金額を、第1表、歳入歳出予算によるものとするもので、第2条では地方債の規定を、第2表、地方債に、また、第3条では一時借入金の限度額を5,000万円とし、第4条では、予算流用の規定をそれぞれ定めたものでございます。

ページ、めくっていただき、352、353ページ、第1表、歳入歳出予算でございます。

歳入は7つの款と付随する8つの項で、また、歳出については3款3項による予算編成でございます。予算総額は3億1,200万円で、前年度と比べて2億1,000万円の減額となっております。平成30年度から2か年で進めていた処理場の電気設備更新工事などの完成により、約2億円の減となっていることが主な要因でございます。

次のページ、354ページ、第2表、地方債でございます。

公共下水道事業債として、新たに1,960万円を借受けするものでございます。処理場の管理棟や管路の耐震設計に係る経費に充当するものでございます。

356、357ページ、歳入の事項別明細書を御覧ください。

1款分担金及び負担金、1項負担金、2目公共下水道事業加入者負担金、1件分を見込み、31万6,000円としております。

2款使用料及び手数料、1項1目使用料、本年度は5,050万5,000円とし、前年度に比べ726万円の増となっております。これも下水道使用料の改定による増収を見込み、計上しております。

2項1目手数料は、督促手数料3万8,000円です。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、2億1,914万円。本特別会計の補填財源として一般会計から繰り入れるものです。

5款1項1目繰越金、本年度予算額200万円、前年度からの繰越金でございます。

ページ、めくっていただき、6款諸収入、1項預金利子、1目町預金利子では、歳計現金の預金利子1,000円を計上しております。

7 款町債、1 項1 目下水道債は、1, 9 6 0 万円。東部地区クリーンセンターの管理棟や管路の耐震補強設計などに係る経費として新たに借り入れるもので、前年比1 億1 7 0 万円の減となっています。

8 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目公共下水道事業国庫補助金、本年度2, 0 4 0 万円と、前年比1 億1, 1 2 0 万円の減でございます。下水道事業における防災安全対策関連の交付金で、町債と同様に、管理棟や管路の耐震補強設計などに充当するものです。

続いて、3 6 2、3 6 3 ページ、歳出の事項別明細を御覧ください。

本年度予算額1, 0 9 9 万4, 0 0 0 円で、公共下水道事業に係る人件費や事務的経費を計上しております。2 節から4 節では職員1 名分の人件費を、9 節の旅費から次のページ2 7 節の公課費では、下水道使用料の賦課徴収に係る経費など、事務的経費を計上しております。主な内容につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

2 目維持管理費は、公共下水道施設の維持管理や運転経費などを計上しており、1 億4, 7 0 0 万7, 0 0 0 円、前年比2 億9 6 8 万5, 0 0 0 円の減となっております。

主な支出として、需用費では、処理場中継ポンプ3 4 基の電気代といった光熱費などで1, 5 5 6 万4, 0 0 0 円を、委託料1 億1, 7 0 8 万5, 0 0 0 円では、業務委託料の4, 5 0 4 万円として、東部地区クリーンセンター管理棟や管路の耐震補強設計費用、下から2 つ目の東部地区クリーンセンターの日常管理業務費用4, 9 8 0 万6, 0 0 0 円や、汚泥の処理の委託料として1, 1 5 8 万9, 0 0 0 円、次のページに移っていただいて、1 4 節工事請負費1, 1 6 8 万円では、管路や処理場の補修費や、定期的を実施する機器のオーバーホール費用を計上しております。そのほかの節につきましても下水道施設を維持管理していくために必要な費用であり、内容については説明欄に記載のとおりでございます。

2 款1 項公債費では、1 目元金、2 目利子、合わせて1 億5, 3 4 0 万8, 0 0 0 円を計上。施設建設時などの地方債の償還金でございます。なお、今年度は、元金が減り、利子が増え、トータルでは前年と同じ水準となっております。償還が元利均等方式であるため、年度によってはこういった償還計画となります。

続いて、3 6 8 ページ、3 款1 項1 目予備費、本年度予算額5 9 万1, 0 0 0 円でございます。予算外の支出や予算超過の支出に充てるためのものがございます。

続く、3 7 0 ページから3 7 3 ページについては、給与費の明細書でございます。本会計で支弁する人件費の明細をお示ししてございます。

3 7 4、3 7 5 ページは、債務負担行為に関する調書です。

平成3 0 年度から令和2 年度までの3 か年契約を締結した公共下水道事業、東部地区クリーンセンター維持管理業務委託における予定額をお示しするものがございます。

3 7 6 ページは、本会計で借り入れている地方債の調書でございます。

内容は記載のとおりで、令和2 年度末の現在高見込額が5 億9, 3 5 2 万になる予定です

あることをお示ししてございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（服部英二夫君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第24号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○建設課長補佐（伊藤雅人君） それでは、議案第24号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算でございます。

第1条、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条では、業務の予定量を示しています。（1）給水戸数は対前年比2戸減の2,473戸、（2）年間総配水量は95万トンで、1日あたりに換算すると2,603トンとなります。

第3条では収益的収入及び支出を、第4条では資本的収入及び支出をそれぞれ記載し、ページをめくっていただいて、第5条では、干拓地への給水事業に係る債務負担行為を定めるもので、新輪分水施設工事に伴う委託料は企業庁の資産となるもので、干拓地内の分水施設工事や新緑風橋、新輪かけ橋に添架する水道管工事、新輪分水施設関連工事に伴う委託料は町資産となるもので、配水タンクや配水ポンプ場の築造工事でございます。

第6条及び第7条では経費の流用規定を、第8条では棚卸資産の購入限度額を定めるものでございます。

それでは、先ほどの第3条、第4条の詳細について、実施計画明細書で説明させていただきます。

ページ、飛んでいただいて、18ページを御覧ください。

18ページ、収益的収入及び支出でございます。

1款水道事業収益では、4億3,009万円を計上しております。主なものとして、1項営業収益、1目給水収益のうち1節水道料金で、1億6,255万9,000円。前年度比4.5%の減であり、有収水量は88万6,000トンと、4万1,000トンの減を見込んでおります。

3目その他の営業収益では、175万3,000円。消防水利の緊急工事対応分として、町一般会計負担分の費用を計上しております。そのほかは備考欄記載のとおりでございます。

2項営業外収益は、2億6,542万7,000円を計上。

3目受託工事収益では、木曾岬干拓地への給水事業に係る三重県からの受託金で、2億6,184万2,000円を見込んでおります。そのほかについては、備考欄記載のとおりでございます。

3項の特別利益では、過年度損益修正益として1万円。

次に、20ページ、支出の部でございます。

3款水道事業費用は、4億5,340万8,000円を見込んでおります。

1項営業費用、1億9,204万9,000円は、主たる営業活動に要する費用であり、1目原水及び浄水費は1億3,107万3,000円を計上。主なものでは、32節受水費が1億2,549万9,000円、三重県企業庁へ支払う95万トン分の使用料でございます。

2目の配水及び給水費は、663万2,000円を計上。この科目では、町内の配水管などの維持補修に係る費用を支出しています。21節修繕費280万円は漏水修繕費用、29節工事請負費352万6,000円として、計量法の規定に基づく量水器の取換え工事485件分などを計上しています。

3目受託給水工事費では、146万2,000円を、消防水利の修繕などの受託給水工事費などでございます。

4目総係費は、3,042万3,000円で、対前年比1,574万3,000円の増額でございます。事業活動全般に関連する事務的経費を支出しており、職員1名分の人件費や電算システムの使用料、21ページの委託料では、水道の検針費用、水道施設の整備計画策定費用などを計上しております。

5目減価償却費では、2,189万2,000円を計上。この会計が保有する有形固定資産に係る当年度に償却を予定する減価償却費です。

6目資産減耗費は、49万3,000円。令和2年度に布設替えを計画している配水管などの未償却残高の除却予定額となっております。

7目その他の営業費用、7万4,000円は、メーターボックスを売却した原価相当額でございます。

2項営業外費用、2億6,075万9,000円。

3目受託工事費は、新緑風橋への添架を含む干拓地への送水管の布設や干拓地内の分水施設工事など、県企業庁への委託料として2億5,923万8,000円。

5目消費税で、150万円を支払い見込額と計上し、そのほかについては、備考欄記載のとおりでございます。

3項特別損失では、過年度損益修正損10万円を、4項予備費では、予算外の施設または予算超過の支出に充てるための費用として50万円をそれぞれ計上しています。

続いて、22ページでございます。

資本的収入及び支出の明細となります。

収入では、2款資本的収入、2項1目負担金で、1億7,530万9,000円。新規7件分の加入者負担金と新輪分水関連施設工事負担金は、町の管理となる干拓地内の配水タンク及び配水ポンプの築造にかかる費用で、原資は三重県からの負担金を見込んでおります。

次に、支出でございます。

4款資本的支出、1項建設改良費で、1億9,107万円を計上しております。このうち2目配水及び給水施設費では、主なものとして、18節委託料1億7,191万3,000円は、木曾岬干拓地内の配水タンク及び加圧ポンプ施設などの工事費を県企業庁へ委託する費用、29節工事請負費1,699万5,000円、老朽管更新計画に基づき、西対岸地内で延長約510メートルの工事費を計上しております。

3目固定資産購入費は、215万2,000円。量水器の購入費用として、取換え分、新規加入分、それぞれを計上しております。

以上が令和2年度の収益的収入及び資本的収入及び支出予算の内容でございます。

それでは、1ページにお戻りください。

第4条の条文中の括弧書きでございます。

予算の内容については先ほど明細書で説明させていただきましたが、資本的収支は収入額が1億7,530万9,000円と、支出額1億9,107万円に対し1,576万1,000円不足しています。これについては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額143万3,000円と、過年度分損益勘定留保資金1,432万8,000円で補填する計画である旨、記載しております。

続いて、6ページを御覧ください。

6ページから17ページにかけては、給与費明細書や各種財務諸表となっております。

詳細は後ほどお目通しをお願いするとしまして、6ページ、令和2年度の予定キャッシュフローの計算書でございます。

当該年度における現金の増減を業務活動、投資活動、財務活動の3つに区分した財務指標で、現金の獲得や支払い能力、資金に関する財務情報を表しています。下から3行目では資金の増減額を記載しており、令和2年度末に資金が1,922万5,000円減少し、資金期末残高が9億726万6,996円になることを示しております。

7から9ページは担当職員1名分の給与費明細書、10ページは債務負担行為に関する調書で、令和3年度までの干拓地への給水事業に伴うそれぞれの委託料の予定を定めたものでございます。

11から13ページは、令和元年度末の予定損益計算書、予定貸借対照表で、令和元年度の補正予算（第2号）に添付した資料と同じものでございます。

14ページは、令和2年度の予定損益計算書となっております。

令和2年度末時点における1年間の経営成績を見込むもので、令和2年度の予算が計画どおりの収入及び支出となりますと、下から3行目になりますが、当年度純利益が2,475万818円の損失になることを示しています。また、その下、前年度からの繰越損失を含めると、当年度未処分利益剰余金はマイナスの3,360万211円になることを示しております。

また、16、17ページは、予定貸借表でございます。

17ページの6ポツ剰余金の（2）利益剰余金、ハ、当年度未処分利益剰余金が先ほど説明しました14ページの損益計算書の未処分利益剰余金と一致していることを御確認ください。

以上で令和2年度水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（服部英二夫君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

御質疑ございませんか。

○委員（三輪一雅君） 給水収益が4.5%減という、水道料金のほうが。これは昨年の予算ベースですけど、実際には補正予算ベースでいうと、ほぼ同じ額が上がっておるのかなと思うんです。これは、今後、干拓地に企業さんが来られるということで、それが今年度から企業さんがスタートできるかどうかとまだ詳しいことは聞いていませんけど、その辺りは加味されていないんですよね、このような現状には。

今、県の事業で工事をやってもらっているんで、あれは、完了はまだ来年度ですもんね。ですから、一時的でも通常の、今、既存のパイプを使って水は使うということになるのかなと思うんですけど、そこら辺のことをお聞きしたいなと思うんですけど。

○建設課長（内山幸治君） まず、今回の見込み水量に関しては、あくまでも今年度の4月から12月という実績見込みから推定しているものでございます。ですので、当然、干拓地内の企業等に関する収入増というのか、使用料増に関しては、今現在、ここには反映されてないというのが現状でございます。

もう一点、まず、干拓地の水道が企業庁にやっていただいております業務というのは、令和4年4月1日にはでかい管がつながるとい形になりますので、実質的にはその辺りぐらから操業は増えていくのかなというふうに思っております。

○総務政策課長（伊藤啓二君） 干拓地の企業さんの水需要のことについてお問合せでございましたので、私どものほうで把握しておる誘致企業の状況についてお話をさせていただきますが、今現在、第1期分譲地は、お話しさせていただきましたようにおおむね9割ま

での誘致が決定して、5社の操業が計画されています。早いものにつきましては1社が年度内から操業開始をしたいという申出で、6月以降、着手する予定なのですが、現在、誘致、そして、また、決定した企業さんの5社では、今の現状の200トンの供給能力があるわけなのですが、この水の状況で十分足りるというような企業さんでございますので、大きく水を使っただく企業はございません。

したがって、今、建設課長が申しましたように、1,000トンの供給は令和4年度の段階で可能になるわけでございますが、今後こうしたことも踏まえながら、企業誘致2次募集も含めまして展開していきたいと思っております。

以上です。

○委員（三輪一雅君） 了解しました。

そうすると、多分ですけど、1年ぐらいは既存のパイプで使う部分が出てくるのかもしれないかなというところですよ、企業さんが来られた後も。そのときに、太いのが行きやそれでオーケーなんですけど、水もそんなには使わないよということであっても、それなりの水を使うということになるとすると、供給量は今言われた量があるとしても、要は、今の例えば源緑輪中とかあの辺り、南部地域の水ってきちんと送水圧とかそういうのというのは確保されるのかなと思って、その辺を気にしていたんです。その辺りってどうでしょうかね。仮にそういう状況が起こったときに、特に気にすることはないですかね。

○建設課長（内山幸治君） 今現状、総務政策課長から言われた、水を使わない企業が多いということなので、令和4年4月1日までは今の管で200トン流せると。200トン以上使われてしまうとなかなか難しいのかも分かりませんが、その範囲内であれば、特に他の地域への影響はないというふうに考えております。

以上です。

○委員長（服部英二夫君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 御質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

これまで個別に審議し、質疑を頂いて進めてきましたが、最後に、これまで議題としました全ての議案について、再度、質疑がございましたら御発言ください。

○委員（三輪一雅君） 新年度予算のほうのページでいうと、160、161ページの7款5項1目の住宅管理費の空き家調査の関係のやつを先ほど聞き忘れて。

これって県の主導予算でやるもので、もともと空き家対策のやつをやっておったやね。それがなしになって、全然使う人がいないということで、当町のところも特にそうでしたけど、今回こういう調査をして空き家バンクみたいなシステムを作るみたいなことを今説

明を受けたんですけど、基本的には県の事業としてやっていくという考え方でいいんですか。調査とかはもちろん木曾岬町がやって、例えばこういう空き家がありますよという情報を取りあえず仕入れて、それを県に上げて、県が取りまとめて情報発信していくのか、そうではなくて、あくまで予算を頂いて木曾岬町でそれを全部こなして、例えばホームページで発表していくとか、どういう手当てを作られるか分かんないんですけど、そんなようなことを目指してみえるのか、どういう事業をやろうとしているんですか。

○建設課長（内山幸治君） まず、補助金の関係から言えば、こういう事業があれば支援できますよということなので、どちらかという、負担金、補助のところに関しては、個人さんがやっていくものになると。

もう一点、空き家対策の計画のほうなんですけれど、やっぱり1つは町としての方針を示していくというものになるかと思います。それはどっちかという、県が主体というよりも町が主体でやっていくべきものだと思っています。

ですから、説明でもさせてもらいましたが、空き家を増やさないという予防という観点とか、空き家になっても利活用していく、その利活用の中に、空き家バンクであったり、もしくは必要に応じて御要望があれば、福祉施設なりコミュニティーの場として活用できないかとか、そういうものを考えていくものになります。

今、一番困っているのが、町内ではなくなってしまうんだと思うんですけど、除却の問題です。要は空き家になって建物が老朽化して倒れそうになっているもの、それが今までは建物は所有者のもので、基本的に行政が手を出せないというのが現状でした。今回、空家対策計画を立てることによって、当然、特定空家っていろいろ事務手続はあるんですが、それを認定することによって行政が直接対応ができるというものになります。

当然、そういうことにおいて、国の補助であったり、県の事業補助がございますので、基本的には町が主体的になってやっていくものだというふうに考えております。

以上です。

○委員（三輪一雅君） そうすると、前までのリノベーション事業みたいなものも、そこに併せ込んで継続してやってくというのにも含まれておるといことですか。

○建設課長（内山幸治君） まさにおっしゃるとおりで、空き家リノベーション事業というのは、今までは県の直接の支援事業だったんですけど、それは特に移住者のためのものだったんですけど、それがあれば申請してもらえば補助金がもらえますよということだったんですけど、来年度からは国の支援事業に替わりそうなので、要はそのときに補助要件として、支援する要件として空家対策計画がないと国は補助しませんよということになりますので、そういうことも含めて、定住化対策、移住対策なんかも含めて、町としての受皿を作っていくというものになる1つだと思います。

以上です。

○委員長（服部英二夫君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

質疑も出尽くしたと思いますので、これより討論、採決に入ります。

それでは、議案第2号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（5号）についての所管部分で、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論は終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第2号に原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（服部英二夫君） 挙手全員です。よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第6号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計補正予算（第1号）についての討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第6号に原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（服部英二夫君） 挙手全員です。よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第7号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。
これより議案採決に入ります。

議案第7号に原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（服部英二夫君） 挙手全員です。よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第8号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。
これより議案採決に入ります。

議案第8号に原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（服部英二夫君） 挙手全員です。よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第9号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第2号）について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。
これより議案採決に入ります。

議案第9号に原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（服部英二夫君） 挙手全員です。よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第10号、木曾岬町附属機関設置条例の制定についてを討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて

討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第10号に原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（服部英二夫君） 挙手全員です。よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第11号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第11号に原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（服部英二夫君） 挙手全員です。よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第12号、木曾岬町夢とふれあい教育基金条例の一部を改正する条例の制定について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第12号に原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（服部英二夫君） 挙手全員です。よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第13号、木曾岬町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第13号に原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（服部英二夫君） 挙手全員です。よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第15号、木曾岬町税条例の一部を改正する条例の制定について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第15号に原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（服部英二夫君） 挙手全員です。よって、議案第15号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第16号、木曾岬町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第16号に原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（服部英二夫君） 挙手全員です。よって、議案第16号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第17号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算についての所管部分で、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。これより議案採決に入ります。

議案第17号に原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（服部英二夫君） 挙手全員です。よって、議案第17号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第21号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計予算について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。これより議案採決に入ります。

議案第21号に原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（服部英二夫君） 挙手全員です。よって、議案第21号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第22号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計予算についての討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。これより議案採決に入ります。

議案第22号に原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（服部英二夫君） 挙手全員です。よって、議案第22号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第23号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計予算に

ついて、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第23号に原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（服部英二夫君） 挙手全員です。よって、議案第23号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第24号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計予算について、討論あります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第24号に原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（服部英二夫君） 挙手全員です。よって、議案第24号は原案のとおり可決することに決定しました。

ここでお諮りします。

委員会報告書の作成及び本会議で当委員会での議論並びに決定事項に係る委員会報告を致すことを、私、委員長に一任していただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） ありがとうございます。異議なしの声がありましたので、私が委員長報告書の作成並びに委員会報告をさせていただきます。

これで本委員会に付託されました16議案の審議を終わらせていただきます。

次に、その他の事項に移ります。

本委員会の所管事項等で何かございましたら御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） 御発言もないようですので、これにて本日の議事日程は全て終了しました。

これをもちまして、本日の総務建設常任委員会を閉会します。

ここで暫時休憩としますが、休憩は自席でお願いいたします。

なお、フリー討議、大体15分からこの後になりますので、15分か20分ぐらいでのフリー討議を行いたいと思いますので、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（服部英二夫君） そうしたら、ちょっとトイレ休憩で。どうもありがとうございました。

午後 3時45分閉会

この会議録は、書記が記載したものであるが、この会議録の経過内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

総務建設常任委員会

委員長

署名委員

署名委員
